

付 表

- 付表1 基本目標と施策との関係
- 付表2 基本課題と施策との関係
- 付表3 重点施策と施策との関係
- 付表4 築60年を迎える施設の一覧・床面積

参 考

- 参考資料1 武蔵野市長期計画条例
- 参考資料2 各分野における個別計画
- 参考資料3 第六期長期計画市民会議
- 参考資料4 第六期長期計画無作為抽出市民ワークショップ
- 参考資料5 中高生世代広場
- 参考資料6 市民意識調査
- 基本施策7 武蔵野市地域生活環境指標

長期計画の「基本目標」と施策の体系における「基本施策」・「施策」の関係

武蔵野市の目指すべき姿「誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力あふれるまち」

基本目標	健康・福祉	子ども・教育	平和・文化・市民生活
(1) 多様性を認め合う 支え合いの まちづくり	1-(2) 武蔵野市ならではの互助・共助の取り組み 1-(3) 地域共生社会の実現に向けた取り組み 2-(1) 市民の生命と健康を守る病院機能の維持・充実 2-(2) 在宅療養生活を支える医療・介護の連携 2-(3) 健康危機管理対策の推進 3-(1) オールライフステージにわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化 3-(2) 認知症の人とその家族を支える取り組み 3-(3) 生活困窮者への支援 3-(4) 障害のあるすべての人が自分らしい生活を送るための取り組み 3-(5) 権利擁護事業・成年後見制度の利用促進 3-(6) 見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進 3-(7) 災害時に支え合える体制づくりの支援 5-(1) 地域共生社会に対応したサービスの提供	1-(1)子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備 1-(2)それぞれの環境に応じたきめ細やかな子ども・子育て家庭への支援 1-(3)児童虐待の未然防止と対応力の強化 2-(1)多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化 3-(1)まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進 3-(3)子ども・子育てを支える地域の担い手の育成 4-(4)多様性を認め合い市民性を育む教育 5-(3)学校と地域との協働体制の充実	1-(1)平和施策の推進 1-(2)多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進 1-(3)在住外国人の支援 5-(2)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーの創出と継承 5-(4)都市・国際交流の推進
(2) 未来ある子ども たちが希望を 持ち健やかに 暮らせる まちづくり	3-(1) オールライフステージにわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化(再掲) 3-(4) 障害のあるすべての人が自分らしい生活を送るための取り組み(再掲)	1-(1)子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備(再掲) 1-(2)それぞれの環境に応じたきめ細やかな子ども・子育て家庭への支援(再掲) 1-(3)児童虐待の未然防止と対応力の強化(再掲) 2-(1)多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化(再掲) 2-(2)誰もが希望する保育施設に入園できる施策等の推進と保育の質の確保・向上 2-(3)地域子ども館事業の充実 2-(4)子どもの医療費助成の拡充 3-(1)まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進(再掲) 3-(3)子ども・子育てを支える地域の担い手の育成(再掲) 4-(1)「生きる力」を育む幼児教育の振興 4-(2)青少年健全育成事業の充実 4-(3)全ての学びの基盤となる資質・能力の育成 4-(4)多様性を認め合い市民性を育む教育(再掲) 4-(5)一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実 4-(6)不登校対策の推進と教育相談の充 5-(4)学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保	1-(3)在住外国人の支援(再掲) 5-(2)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーの創出と継承(再掲)
(3) 地域の絆を 育む 市民自治の まちづくり	4-(1) 地域を支える福祉活動を担う人材の拡大	2-(1)多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化(再掲) 3-(3)子ども・子育てを支える地域の担い手の育成(再掲) 5-(3)学校と地域との協働体制の充実(再掲)	2-(2)自助・共助による予防対策の推進 4-(1)市民同士の語らいや連携による豊かなコミュニティの醸成 4-(2)市民活動支援策の検討
(4) このまちに つながる 誰もが住み 学び・働き 楽しみ 続けられる まちづくり	1-(1)「健康長寿のまち武蔵野」の推進 4-(2)誇りとやりがいを持って働き続けるための、福祉人材の確保と育成・質の向上	1-(1)子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備(再掲) 1-(2)それぞれの環境に応じたきめ細やかな子ども・子育て家庭への支援(再掲) 2-(1)多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化(再掲) 2-(2)誰もが希望する保育施設に入園できる施策等の推進と保育の質の確保・向上(再掲) 2-(3)地域子ども館事業の充実(再掲) 2-(4)子どもの医療費助成の拡充(再掲) 3-(1)まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進(再掲) 4-(1)「生きる力」を育む幼児教育の振興(再掲) 4-(2)青少年健全育成事業の充実(再掲) 4-(3)全ての学びの基盤となる資質・能力の育成(再掲) 4-(4)多様性を認め合い市民性を育む教育(再掲) 4-(5)一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実(再掲) 4-(6)不登校対策の推進と教育相談の充実(再掲)	1-(2)多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進(再掲) 1-(3)在住外国人の支援(再掲) 5-(1)文化振興基本方針に基づく文化施策の推進 5-(2)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーの創出と継承(再掲) 5-(3)都市観光の推進 6-(1)生涯のライフステージを通じた学習活動の充実 6-(3)図書館サービスの充実 6-(4)国際スポーツ大会のレガシーを活かしたスポーツの振興 7-(1)産業の振興 7-(2)農業の振興と農地の保全
(5) 限りある資源 を活かした 持続可能な まちづくり	5-(2) 新たなニーズに対応するための福祉サービス再編の検討	2-(2)誰もが希望する保育施設に入園できる施策等の推進と保育の質の確保・向上(再掲) 2-(5)子ども・子育て支援施設のあり方検討 5-(4)学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保(再掲)	5-(1)文化振興基本方針に基づく文化施策の推進 5-(2)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーの創出と継承(再掲) 6-(2)文化財や歴史公文書の保護と活用 6-(4)国際スポーツ大会のレガシーを活かしたスポーツの振興

付表 1

緑・環境	都市基盤	行・財政
<p>1-(1) 刻々と変化する環境問題への対応 1-(2) 良好な環境の保全・環境負荷の低減に向けた啓発と市民活動との連携 2-(2) 環境と共生したまちづくり 3-(2) 緑の保全・創出・活用 5-(1) 様々な環境問題への対応</p>	<p>3-(1) 人にやさしいまちづくり</p>	<p>1-(1) 自治基本条例に基づく市政運営 1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3) 様々な主体との連携・協働の推進 2-(1) 総合的な市政情報提供の推進 2-(2) 広聴の充実と広報・広聴の連携の推進 5-(1) 課題に的確に対応できる人材の確保と育成の強化 5-(2) 組織活性化に向けたダイバーシティ推進とワーク・ライフ・マネジメント支援</p>
<p>1-(1) 刻々と変化する環境問題への対応 1-(2) 良好な環境の保全・環境負荷の低減に向けた啓発と市民活動との連携 2-(2) 環境と共生したまちづくり 3-(2) 緑の保全・創出・活用 4-(2) 廃棄物発生・排出抑制 5-(2) 環境美化の推進</p>	<p>3-(1) 人にやさしいまちづくり（再掲）</p>	<p>1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進 2-(3) シティプロモーションの推進 3-(1) 公共施設等総合管理計画の推進 4-(1) 経営資源を最大限有効活用する仕組みの構築 4-(2) 健全な財政運営を維持するための体制強化</p>
<p>1-(1) 刻々と変化する環境問題への対応 1-(2) 良好な環境の保全・環境負荷の低減に向けた啓発と市民活動との連携 3-(2) 緑の保全・創出・活用 4-(2) 廃棄物発生・排出抑制</p>	<p>1-(1) 地域主体のまちづくりの推進</p>	<p>1-(1) 自治基本条例に基づく市政運営 1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3) 様々な主体との連携・協働の推進 2-(1) 総合的な市政情報提供の推進 2-(2) 広聴の充実と広報・広聴の連携の推進</p>
<p>1-(1) 刻々と変化する環境問題への対応 1-(2) 良好な環境の保全・環境負荷の低減に向けた啓発と市民活動との連携 3-(2) 緑の保全・創出・活用 4-(1) 廃棄物処理の最適化 4-(2) 廃棄物発生・排出抑制</p>	<p>1-(1) 地域主体のまちづくりの推進（再掲） 1-(2) 計画的な土地利用の誘導 1-(3) 魅力的な都市景観の保全と展開 5-(2) 民間と連携した多様な世帯に対応した住環境づくり 6-(1) 吉祥寺駅周辺 6-(2) 三鷹駅周辺 6-(3) 武蔵境駅周辺</p>	<p>1-(1) 自治基本条例に基づく市政運営 1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進 2-(1) 総合的な市政情報提供の推進 2-(2) 広聴の充実と広報・広聴の連携の推進 2-(3) シティプロモーションの推進 3-(1) 公共施設等総合管理計画の推進 3-(2) 市有地の有効活用</p>
<p>1-(1) 刻々と変化する環境問題への対応 1-(2) 良好な環境の保全・環境負荷の低減に向けた啓発と市民活動との連携 2-(1) 地球温暖化を背景としたエネルギー消費のスマート化 3-(2) 緑の保全・創出・活用 4-(1) 廃棄物処理の最適化 4-(2) 廃棄物発生・排出抑制</p>	<p>2-(1) 【道路】計画的・効率的・持続的な道路施設管理 2-(1) 【下水道】下水道ストックマネジメントの推進と大型建設事業への対応 2-(2) 【下水道】安定的な下水道経営 2-(1) 【水道】都営水道一元化の推進 2-(2) 【水道】安定的な水道事業運営 2-(1) 【建築】建築物の安全性や質の向上 5-(1) 総合的・計画的な住宅施策の推進</p>	<p>1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進 3-(1) 公共施設等総合管理計画の推進 3-(2) 市有地の有効活用 4-(1) 経営資源を最大限有効活用する仕組みの構築 4-(2) 健全な財政運営を維持するための体制強化 4-(5) 行政サービスにおける受益と負担の適正化</p>

長期計画の「基本課題」と施策の体系における「基本施策」・「施策」との関係

武蔵野市の目指すべき姿 「誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力あふれるまち」

基本課題	健康・福祉	子ども・教育	平和・文化・市民生活
少子高齢 A 社会への 挑戦	1-(1)「健康長寿のまち武蔵野」の推進 1-(2) 武蔵野市ならではの互助・共助の取り組み 1-(3) 地域共生社会の実現に向けた取り組み 3-(1) オールライフステージにわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化 3-(2) 認知症の人とその家族を支える取り組み 3-(3) 生活困窮者への支援 3-(4) 障害のあるすべての人が自分らしい生活を送るための取り組み 3-(5) 権利擁護事業・成年後見制度の利用促進 3-(6) 見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進 4-(2) 誇りとやりがいを持って働き続けるための、福祉人材の確保と育成・質の向上 5-(1) 地域共生社会に対応したサービスの提供	1-(1)子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備 1-(2)それぞれの環境に応じたきめ細やかな子ども・子育て家庭への支援 1-(3)児童虐待の未然防止と対応力の強化 2-(1)多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化 2-(2)誰もが希望する保育施設に入園できる施策等の推進と保育の質の確保・向上 2-(3)地域子ども館事業の充実 2-(4)子ども医療費助成の拡充 2-(5)子ども・子育て支援施設のあり方検討 3-(1)まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進 3-(2)保育人材等の確保と育成 3-(3)子ども・子育てを支える地域の担い手の育成 4-(1)「生きる力」を育む幼児教育の振興 4-(2)青少年健全育成事業の充実 4-(3)全ての学びの基盤となる資質・能力の育成 4-(4)多様性を認め合い市民性を育む教育 4-(5)一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実 4-(6)不登校対策の推進と教育相談の充実	1-(2)多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進 1-(3)在住外国人の支援 4-(1)市民同士の語らいや連携による豊かな地域社会の進展 4-(2)市民活動支援策の検討 6-(1)生涯のライフステージを通じた学習活動の充実
まちの活力の 向上・魅力の 発信	1-(1)「健康長寿のまち武蔵野」の推進(再掲) 4-(2) 誇りとやりがいを持って働き続けるための、福祉人材の確保と育成・質の向上(再掲)	3-(1)まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進(再掲) 3-(3)子ども・子育てを支える地域の担い手の育成(再掲) 4-(4)多様性を認め合い市民性を育む教育(再掲)	5-(1)文化振興基本方針に基づく文化施策の推進 5-(2)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーの創出と継承 5-(3)都市観光の推進 7-(1)産業の振興 7-(2)農業の振興と農地の保全
安全・安心を 高める 環境整備	2-(1) 市民の生命と健康を守る病院機能の維持・充実 2-(2) 在宅療養生活を支える医療・介護の連携 2-(3) 健康危機管理対策の推進 3-(1) オールライフステージにわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化(再掲) 3-(2) 認知症の人とその家族を支える取り組み(再掲) 3-(3) 生活困窮者への支援(再掲) 3-(4) 障害のあるすべての人が自分らしい生活を送るための取り組み(再掲) 3-(5) 権利擁護事業・成年後見制度の利用促進(再掲) 3-(6) 見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進(再掲) 3-(7) 災害時に支え合える体制づくりの支援	1-(1)子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備(再掲) 1-(2)それぞれの環境に応じたきめ細やかな子ども・子育て家庭への支援(再掲) 1-(3)児童虐待の未然防止と対応力の強化(再掲) 2-(4)子どもの医療費助成の拡充(再掲) 2-(5)子ども・子育て支援施設のあり方検討(再掲) 4-(4)多様性を認め合い市民性を育む教育(再掲) 4-(5)一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実(再掲) 4-(6)不登校対策の推進と教育相談の充実(再掲) 5-(4)学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保	1-(2)多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進(再掲) 2-(1)地震に強いまちづくりの推進 2-(2)自助・共助による予防対策の推進 2-(3)関係機関との連携による応急対応力の強化 2-(4)市の応急活動体制の整備 3-(1)安全安心なまちづくり 3-(2)消費生活の安定と向上
公共施設・ D 都市基盤の 再構築	5-(2) 新たなニーズに対応するための福祉サービス再編の検討	2-(5)子ども・子育て支援施設のあり方の検討(再掲) 5-(4)学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保(再掲)	6-(4)国際スポーツ大会のレガシーを活かしたスポーツの振興
参加・協働 E のさらなる 推進	4-(1) 地域を支える福祉活動を担う人材の拡大	2-(1)多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化(再掲) 3-(1)まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進(再掲) 3-(3)子ども・子育てを支える地域の担い手の育成(再掲) 4-(4)多様性を認め合い市民性を育む教育(再掲) 5-(3)学校と地域の協働体制の充実	4-(1)市民同士の語らいや連携による豊かなコミュニティの醸成 4-(2)市民活動支援策の検討 5-(2)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーの創出と継承(再掲)

付表 2

緑・環境	都市基盤	行・財政
<p>5-(1) 様々な環境問題への対応</p>	<p>3-(1)人にやさしいまちづくり</p>	<p>1-(2)市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3)様々な主体との連携・協働の推進 2-(3)シティプロモーションの推進 5-(1)課題に的確に対応できる人材の確保と育成の強化</p>
<p>1-(1) 総合的な環境啓発の推進 2-(2) 環境と共生したまちづくり 3-(1) 市民の共有財産である緑の保護・育成 3-(2) 緑の保全・創出・活用 3-(3) 緑と水のネットワークの推進 5-(2) 環境美化の推進</p>	<p>1-(1)地域主体のまちづくりへの支援 1-(2)計画的な土地利用の誘導 1-(3)魅力的な都市景観の保全と展開 6-(1)吉祥寺駅周辺 6-(2)三鷹駅周辺 6-(3)武蔵境駅周辺</p>	<p>2-(1)総合的な市政情報提供の推進 2-(2)広聴の充実と広報・広聴の連携の推進 2-(3)シティプロモーションの推進</p>
<p>2-(1) 地球温暖化を背景としたエネルギー消費のスマート化 2-(2) 環境と共生したまちづくり 4-(1) 廃棄物処理の最適化 5-(1) 様々な環境問題への対応 5-(2) 環境美化の推進</p>	<p>3-(2)自転車のルール・マナー向上と自転車利用環境の整備 4-(1)生活道路への安全対策 5-(1)総合的・計画的な住宅施策の推進 5-(2)民間と連携した多様な世帯に対応した住環境づくり 5-(3)良好な住環境づくりへの支援</p>	<p>1-(3)様々な主体との連携・協働の推進 2-(1)総合的な市政情報提供の推進 3-(1)公共施設等総合管理計画の推進 4-(4)リスク管理能力・危機対応力の強化</p>
<p>2-(2) 環境と共生したまちづくり 3-(1) 市民の共有財産である緑の保護・育成 3-(2) 緑の保全・創出・活用 4-(1) 廃棄物処理の最適化</p>	<p>2-(1)【道路】計画的・効率的・持続的な道路施設管理 2-(1)【下水道】下水道ストックマネジメントの推進と大型建設事業への対応 2-(2)【下水道】安定的な下水道経営 2-(1)【水道】都営水道一元化の推進 3-(3)交通事業における持続性の向上 4-(2)都市計画道路ネットワーク整備の推進</p>	<p>1-(2)市民参加の充実と情報共有の推進 3-(1)公共施設等総合管理計画の推進 3-(2)市有地の有効活用 4-(1)経営資源を最大限有効活用する仕組みの構築 4-(2)健全な財政運営を維持するための体制強化 4-(5)行政サービスにおける受益と負担の適正化</p>
<p>1-(1) 総合的な環境啓発の推進 1-(2) 良好な環境の整備に向けた市民活動との連携 2-(2) 環境と共生したまちづくり 3-(2) 緑の保全・創出・活用 4-(2) 廃棄物発生・排出抑制 5-(1) 様々な環境問題への対応 5-(2) 環境美化の推進</p>	<p>1-(1)地域主体のまちづくりへの支援（再掲） 2-(2)【道路】市民と行政との協働 1-(3)魅力的な都市景観の保全と展開（再掲） 6-(1)吉祥寺駅周辺（再掲） 6-(2)三鷹駅周辺（再掲） 6-(3)武蔵境駅周辺（再掲）</p>	<p>1-(1)自治基本条例に基づく市政運営 1-(2)市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3)様々な主体との連携・協働の推進 2-(1)総合的な市政情報提供の推進 2-(2)広聴の充実と広報・広聴の連携の推進 4-(6)財政援助出資団体の経営改革等の支援</p>

長期計画の「重点施策」と施策の体系における「基本施策」・「施策」との関係

武蔵野市の目指すべき姿「誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力あふれるまち」

重点施策	健康・福祉	子ども・教育	平和・文化・市民生活
武蔵野市ならではの(1)の地域共生社会の推進	1-(2) 武蔵野市ならではの互助・共助の取り組み 1-(3) 地域共生社会の実現に向けた取り組み 2-(2) 在宅療養生活を支える医療・介護の連携 3-(1) オールライフステージにわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化 3-(2) 認知症の人とその家族を支える取り組み 3-(3) 生活困窮者への支援 3-(4) 障害のあるすべての人が自分らしい生活を送るための取り組み 3-(5) 権利擁護事業・成年後見制度の利用促進 3-(6) 見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進 5-(1) 地域共生社会に対応したサービスの提供	1-(1)子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備 1-(2)それぞれの環境に応じたきめ細やかな子ども・子育て家庭への支援 1-(3)児童虐待の未然防止と対応力の強化 2-(1)多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化 3-(1)まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進 4-(4)多様性を認め合い市民性を育む教育 5-(3)学校と地域との協働体制の充実	1-(2)多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進 1-(3)在住外国人の支援 5-(2)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーの創出と継承 6-(1)生涯のライフステージを通じた学習活動の充実 6-(4)国際スポーツ大会のレガシーを活かしたスポーツの振興
子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する体制の確立	3-(1) オールライフステージにわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化(再掲) 3-(4) 障害のあるすべての人が自分らしい生活を送るための取り組み(再掲)	1-(1)子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備 (再掲) 1-(2)それぞれの環境に応じたきめ細やかな子ども・子育て家庭への支援 (再掲) 1-(3)児童虐待の未然防止と対応力の強化 (再掲) 2-(1)多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化 (再掲) 2-(2)誰もが希望する保育施設に入園できる施策等の推進と保育の質の確保・向上 2-(3)地域子ども館事業の充実 2-(4)子どもの医療費助成の拡充 3-(1)まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進 (再掲) 3-(2)保育人材等の確保と育成 3-(3)子ども・子育てを支える地域の担い手の育成 4-(1)「生きる力」を育む幼児教育の振興 4-(2)青少年健全育成事業の充実 4-(3)全ての学びの基盤となる資質・能力の育成 4-(4)多様性を認め合い市民性を育む教育 (再掲) 4-(5)一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実 4-(6)不登校対策の推進と教育相談の充実	1-(3)在住外国人の支援
いつでも安全・(3)安心を実感できるまちづくりの推進	2-(1) 市民の生命と健康を守る病院機能の維持・充実 2-(3) 健康危機管理対策の推進 3-(6) 見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進 (再掲) 3-(7) 災害時に支え合える体制づくりの支援	2-(5)子ども・子育て支援施設のあり方検討 5-(4)学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保	2-(1)地震に強いまちづくりの推進 2-(2)自助・共助による予防対策の推進 2-(3)関係機関との連携による応急対応力の強化 2-(4)市の応急活動体制の整備 3-(1)安全安心なまちづくり 3-(2)消費生活の安定と向上
豊かな文化の発展と活力をもたらす産業の振興	1-(1)「健康長寿のまち武蔵野」の推進 4-(2)誇りとやりがいを持って働き続けるための、福祉人材の確保と育成・質の向上	3-(1)まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進 (再掲)	1-(2)多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進 (再掲) 5-(1)文化振興基本方針に基づく文化施策の推進 5-(2)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーの創出と継承 (再掲) 5-(3)都市観光の推進 6-(2)文化財や歴史公文書の保護と活用 7-(1)産業の振興
三駅周辺の(5)新たな魅力と価値の創造			4-(2)市民活動支援策の検討 (再掲) 5-(1)文化振興基本方針に基づく文化施策の推進(再掲) 7-(1)産業の振興 (再掲)
武蔵野が誇る(6)緑を基軸とした環境都市の構築			7-(2)農業の振興と農地の保全 (再掲)
時代の変化に(7)応じた市民自治のさらなる発展	4-(1) 地域を支える福祉活動を担う人材の拡大	2-(1)多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化 (再掲) 3-(3)子ども・子育てを支える地域の担い手の育成 (再掲) 5-(3)学校と地域との協働体制の充実 (再掲)	4-(1)市民同士の語らいや連携による豊かなコミュニティの醸成 4-(2)市民活動支援策の検討
未来につなぐ(8)公共施設等の再構築	5-(2) 新たなニーズに対応するための福祉サービス再編の検討	2-(5)子ども・子育て支援施設のあり方検討 (再掲) 5-(4)学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保 (再掲)	6-(4)国際スポーツ大会のレガシーを活かしたスポーツの振興 (再掲)

付表 3

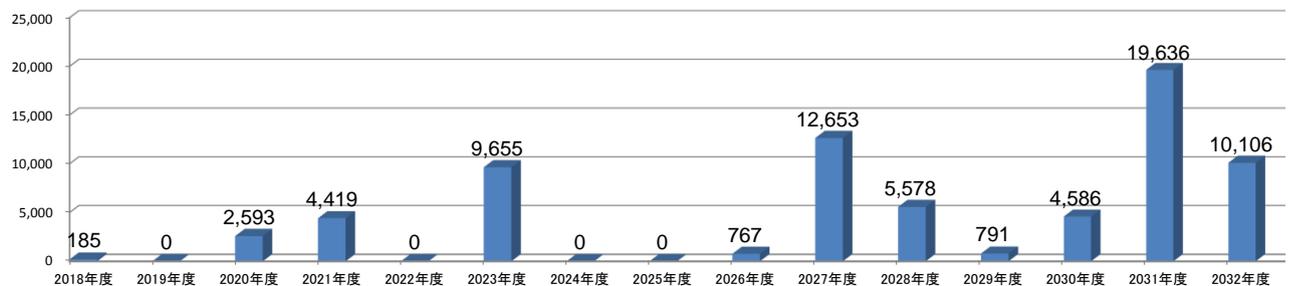
緑・環境	都市基盤	行・財政
<p>1-(2) 良好な環境の整備に向けた市民活動との連携</p> <p>5-(1) 様々な環境問題への対応</p>	<p>3-(1) 人にやさしいまちづくり</p> <p>5-(2) 民間と連携した多様な世帯に対応した住環境づくり</p> <p>5-(3) 良好な住環境づくりへの支援</p>	<p>1-(1) 自治基本条例に基づく市政運営</p> <p>1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進</p> <p>1-(3) 様々な主体との連携・協働の推進</p> <p>2-(1) 総合的な市政情報提供の推進</p> <p>2-(2) 広聴の充実と広報・広聴の連携の推進</p>
<p>1-(1) 総合的な環境啓発の推進</p> <p>1-(2) 良好な環境の整備に向けた市民活動との連携</p> <p>3-(2) 緑の保全・創出・活用</p> <p>5-(1) 様々な環境問題への対応</p>	<p>5-(2) 民間と連携した多様な世帯に対応した住環境づくり</p>	<p>1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進</p> <p>1-(3) 様々な主体との連携・協働の推進</p> <p>2-(1) 総合的な市政情報提供の推進</p> <p>3-(1) 公共施設等総合管理計画の推進</p>
<p>4-(1) 廃棄物処理の最適化</p> <p>4-(2) 廃棄物発生・排出抑制</p> <p>5-(1) 様々な環境問題への対応</p> <p>5-(2) 環境美化の推進</p>	<p>2-(1) 【建築】建築物の安全性や質の向上</p> <p>3-(2) 自転車のルール・マナー向上と自転車利用環境の整備</p>	<p>1-(3) 様々な主体との連携・協働の推進</p> <p>2-(1) 総合的な市政情報提供の推進</p> <p>3-(1) 公共施設等総合管理計画の推進</p> <p>4-(4) リスク管理能力・危機対応力の強化</p>
<p>1-(1) 総合的な環境啓発の推進</p> <p>1-(2) 良好な環境の整備に向けた市民活動との連携</p> <p>3-(1) 市民の共有財産である緑の保護・育成</p> <p>3-(2) 緑の保全・創出・活用</p> <p>5-(2) 環境美化の推進</p>	<p>1-(1) 地域主体のまちづくりへの支援</p> <p>1-(3) 魅力的な都市景観の保全と展開</p> <p>6-(1) 吉祥寺駅周辺</p> <p>6-(2) 三鷹駅周辺</p> <p>6-(3) 武蔵境駅周辺</p>	<p>1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進</p> <p>1-(3) 様々な主体との連携・協働の推進</p> <p>2-(3) シティプロモーションの推進</p> <p>3-(1) 公共施設等総合管理計画の推進</p>
<p>2-(2) 環境と共生したまちづくり</p> <p>3-(2) 緑の保全・創出・活用</p> <p>5-(2) 環境美化の推進</p>	<p>1-(1) 地域主体のまちづくりへの支援 (再掲)</p> <p>1-(3) 魅力的な都市景観の保全と展開 (再掲)</p> <p>6-(1) 吉祥寺駅周辺 (再掲)</p> <p>6-(2) 三鷹駅周辺 (再掲)</p> <p>6-(3) 武蔵境駅周辺 (再掲)</p>	<p>1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進</p> <p>1-(3) 様々な主体との連携・協働の推進</p> <p>2-(3) シティプロモーションの推進</p> <p>3-(1) 公共施設等総合管理計画の推進</p> <p>3-(2) 市有地の有効活用</p>
<p>1-(1) 総合的な環境啓発の推進</p> <p>1-(2) 良好な環境の整備に向けた市民活動との連携</p> <p>2-(1) 地球温暖化を背景としたエネルギー消費のスマート化</p> <p>2-(2) 環境と共生したまちづくり</p> <p>3-(1) 市民の共有財産である緑の保護・育成</p> <p>3-(2) 緑の保全・創出・活用</p> <p>3-(3) 緑と水のネットワークの推進</p> <p>4-(1) 廃棄物処理の最適化</p> <p>4-(2) 廃棄物発生・排出抑制</p> <p>5-(1) 様々な環境問題への対応</p> <p>5-(2) 環境美化の推進</p>	<p>1-(3) 魅力的な都市景観の保全と展開 (再掲)</p> <p>2-(1) 【道路】計画的・効率的・持続的な道路施設管理</p>	<p>1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進</p> <p>1-(3) 様々な主体との連携・協働の推進</p> <p>3-(1) 公共施設等総合管理計画の推進</p> <p>3-(2) 市有地の有効活用</p>
<p>1-(1) 総合的な環境啓発の推進</p> <p>1-(2) 良好な環境の整備に向けた市民活動との連携</p> <p>3-(1) 市民の共有財産である緑の保護・育成</p> <p>3-(2) 緑の保全・創出・活用</p> <p>3-(3) 緑と水のネットワークの推進</p>		<p>1-(1) 自治基本条例に基づく市政運営</p> <p>1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進</p> <p>1-(3) 様々な主体との連携・協働の推進</p> <p>2-(1) 総合的な市政情報提供の推進</p> <p>2-(2) 広聴の充実と広報・広聴の連携の推進</p>
<p>2-(2) 環境と共生したまちづくり</p> <p>3-(1) 市民の共有財産である緑の保護・育成</p> <p>3-(2) 緑の保全・創出・活用</p> <p>5-(2) 環境美化の推進</p>	<p>2-(1) 【道路】計画的・効率的・持続的な道路施設管理 (再掲)</p> <p>2-(1) 【下水道】下水道ストックマネジメントの推進と大型建設事業への対応</p> <p>2-(2) 【下水道】安定的な下水道経営</p> <p>2-(1) 【水道】都営水道一元化の推進</p> <p>2-(2) 【水道】安定的な水道事業運営</p> <p>2-(1) 【建築】【建築】建築物の安全性や質の向上</p> <p>4-(1) 生活道路への安全対策</p> <p>4-(2) 都市計画道路ネットワーク整備の推進</p> <p>5-(1) 総合的・計画的な住宅施策の推進</p> <p>6-(1) 吉祥寺駅周辺 (再掲)</p> <p>6-(2) 三鷹駅周辺 (再掲)</p>	<p>1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進</p> <p>1-(3) 様々な主体との連携・協働の推進</p> <p>3-(1) 公共施設等総合管理計画の推進</p> <p>3-(2) 市有地の有効活用</p> <p>4-(1) 経営資源を最大限有効活用する仕組みの構築</p> <p>4-(2) 健全な財政運営を維持するための体制強化</p> <p>4-(5) 行政サービスにおける受益と負担の適正化</p>

2018～2047年度(平成30～59年度)において築後60年目(更新時期)を迎える公共施設(建物)の一覧と床面積

	2018年度 平成30年度	2019年度 平成31年度	2020年度 平成32年度	2021年度 平成33年度	2022年度 平成34年度	2023年度 平成35年度	2024年度 平成36年度	2025年度 平成37年度	2026年度 平成38年度	2027年度 平成39年度	2028年度 平成40年度	2029年度 平成41年度	2030年度 平成42年度	2031年度 平成43年度	2032年度 平成44年度
コミュニティ														関前コミセン分館	
施文設化	松露庵 (築60年超)					公会堂									
施庁設舎															
施設 子育て											南保育園				境南保育園
福祉施設	川路さんち (築60年超)														桜はうす今泉
学校施設 (関係施設含む)			五小北校舎	五中北校舎・南校舎		一中東校舎・西校舎 五中体育館			桜堤調理場	二小東校舎・西校舎・体育館 二小東校舎・西校舎 三小体育館	一小校舎 四小体育館	一小体育館	三小校舎	境南小東校舎 関前南小校舎・体育館 三小校舎 六中西校舎 五小体育館 六中体育館	四小東校舎・西校舎 五小西校舎 北町調理場
スポーツ施設 生涯学習施設															
その他施設											消防第6分団		ミカレットみたか	消防第2分団 関前住宅	
年度別面積計 ㎡	185	0	2,593	4,419	0	9,655	0	0	767	12,653	5,578	791	4,586	19,636	10,106
面積累計 ㎡	185	185	2,778	7,197	7,197	16,852	16,852	16,852	17,618	30,272	35,850	36,641	41,227	60,863	70,970
全体割合	0.1%	0.1%	0.9%	2.4%	2.4%	5.6%	5.6%	5.6%	5.9%	10.1%	12.0%	12.2%	13.8%	20.3%	23.7%

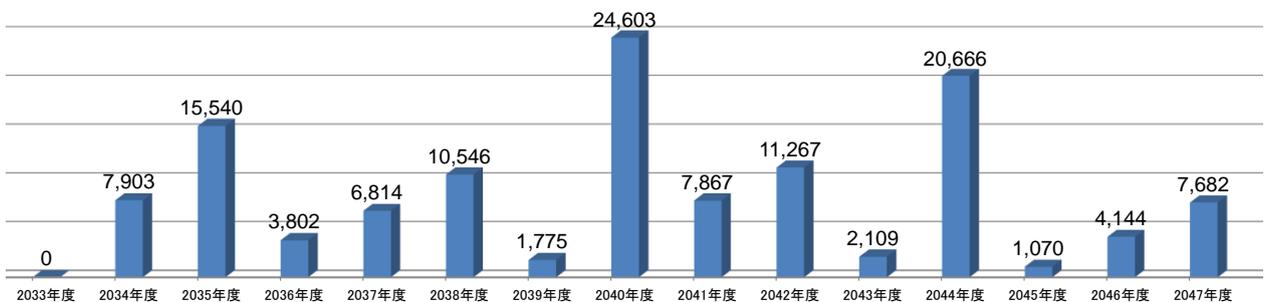
※全体割合…総延べ床面積(平成29年度末現在)に対する面積累計の割合

床面積(㎡) 2018～2047年度(平成30～59年度)において築後60年目(更新時期)を迎える公共施設(建物)の床面積(グラフ)



付表4

2033年度 平成45年度	2034年度 平成46年度	2035年度 平成47年度	2036年度 平成48年度	2037年度 平成49年度	2038年度 平成50年度	2039年度 平成51年度	2040年度 平成52年度	2041年度 平成53年度	2042年度 平成54年度	2043年度 平成55年度	2044年度 平成56年度	2045年度 平成57年度	2046年度 平成58年度	2047年度 平成59年度
	中央コミセン	境南コミセン	西久保コミセン	吉祥寺東コミセン 中町集会所	吉祥寺北コミセン	本町コミセン	関前コミセン	御殿山コミセン 桜堤コミセン	吉祥寺南町コミセン				緑町コミセン 西部コミセン	
										芸能劇場	市民文化会館			
							市庁舎							
			三小子どもクラブ					自然の村	桜堤児童館	関前南子どもクラブ第一		吉祥寺保育園		
							障害者福祉センター		シルバー人材センター 月見路	関三クラブ			北町高齢者センター 保健センター	
	三小北校舎 井之頭小校舎	境南小西校舎・給食室 四中校舎	境南小体育館	桜野小校舎	四小南校舎 本宿小校舎・体育館・給食室	大野田小体育館		六中東校舎	一中体育館 三中体育館		二中体育館 五中プール更衣室棟	五中音楽室棟	井之頭小体育館	三小第2体育館
								温水プール			市民会館			吉祥寺図書館
	消防第10分団		消防第1分団 北町第2住宅北棟	北町第2住宅南棟	消防第4分団 消防第8分団				北町防災職員住宅					
0	7,903	15,540	3,802	6,814	10,546	1,775	24,603	7,867	11,267	2,109	20,666	1,070	4,144	7,682
70,970	78,873	94,413	98,215	105,029	115,575	117,350	141,953	149,820	161,087	163,196	183,861	184,931	189,076	196,757
23.7%	26.4%	31.5%	32.8%	35.1%	38.6%	39.2%	47.4%	50.1%	53.8%	54.5%	61.4%	61.8%	63.2%	65.7%



《武蔵野市長期計画条例》

平成23年12月13日条例第28号

武蔵野市長期計画条例

(目的)

第1条 この条例は、武蔵野市（以下「市」という。）が市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とする。

(長期計画)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）を策定するものとする。

2 長期計画は、市政運営の基本理念、当該計画期間に実施すべき政策、財政の見通し等を定めるものとする。

3 長期計画は、10年を1期として定め、当該計画期間の前期5年を実行計画とし、後期5年を展望計画とする。

4 市が実施する政策は、すべて長期計画にその根拠がなければならない。ただし、速やかな対応が特に必要と認められるものは、この限りでない。

(実行計画の見直し)

第3条 市長は、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする。

(市民等の参加)

第4条 市長は、長期計画の策定又は前条の規定による策定（以下「長期計画等の策定」という。）を行うときは、市民、市議会議員及び市職員が参加する機会を確保しなければならない。

2 市長は、長期計画等の策定を行うときは、策定委員会を設置するものとする。

(議決)

第5条 市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。

(市長の責務)

第6条 市長は、長期計画に定められた政策の着実な実施及びその状況の管理を行わなければならない。

(他の計画との関係)

第7条 市長その他の執行機関が分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更しようとするときは、長期計画との整合性を保つよう努めなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の日を始期とする長期計画について適用する。

《各分野における個別計画》

分野ごとに課題に応じて個別計画を策定し、計画に基づく行政運営を行っている。多くの計画では、策定にあたって専門的知見を有する学識経験者等や、関係団体に所属する市民、そして公募市民が関わり、またパブリックコメントを受け付けるなど多くの市民意見が反映されており、これらの計画により計画体系が構築されている。長期計画策定にあたっては、市民参加によって策定された個別計画(現在改定中の計画に寄せられた意見も含む)との整合を図っていく。

【個別計画一覧】

<p>I 健康・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市第3期健康福祉総合計画 ・武蔵野市地域医療構想(ビジョン)2017 ・武蔵野市第5期地域福祉計画 ・武蔵野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画 ・武蔵野市障害者計画・第5期障害福祉計画 ・武蔵野市第4期健康推進計画 ・武蔵野市食育推進計画 ・武蔵野市国民健康保険データヘルス計画・第3期武蔵野市特定健康診査等実施計画 <p>II 子ども・教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第四次子どもプラン武蔵野 ・第二期武蔵野市学校教育計画 ・武蔵野市特別支援教育アクションプラン <p>III 文化・市民生活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市産業振興計画 ・第二期武蔵野市観光推進計画 ・武蔵野市農業振興基本計画 ・武蔵野市市民活動促進基本計画改定計画 ・武蔵野市第三次男女共同参画計画 ・武蔵野市文化振興基本方針 ・武蔵野市生活安全計画 ・武蔵野市国民保護計画 ・武蔵野市地域防災計画 ・武蔵野市耐震改修促進計画 ・武蔵野市生涯学習計画 ・武蔵野市スポーツ振興計画 ・武蔵野市図書館基本計画 ・「東京オリンピック・パラリンピック等国際大会に向けた武蔵野市の取り組み方針」に基づく行動計画 <p>IV 緑・環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第四期武蔵野市環境基本計画 ・第四次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画 ・武蔵野市地球温暖化対策地域プラン ・武蔵野市生物多様性基本方針 ・武蔵野市一般廃棄物処理基本計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・新武蔵野クリーンセンター(仮称) 施設基本計画 ・武蔵野市緑の基本計画 2008 ・仙川リメイク 武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画 ・千川上水整備基本計画 ・公園・緑地リニューアル計画 <p>V 都市基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市都市計画マスタープラン ・武蔵野市バリアフリー基本構想 ・三鷹駅北口街づくりビジョン ・武蔵野市景観ガイドライン ・吉祥寺グランドデザイン ・進化するまち「NEXT—吉祥寺」プロジェクト—吉祥寺グランドデザイン推進計画— ・武蔵野市自転車等総合計画 ・第10次武蔵野市交通安全計画 ・第3次武蔵野市市民交通計画 ・武蔵野市地域公共交通総合連携計画 ・武蔵野市自転車走行環境づくり推進計画 ・武蔵野市第三次住宅マスタープラン改訂版 ・武蔵野市公営住宅等長寿命化計画 ・道路総合管理計画 ・武蔵野市バリアフリー道路特定事業計画 ・景観整備路線事業計画(第2次) ・御殿山通り(武蔵野都市計画道路7・6・1号線)整備基本計画 ・橋りょう長寿命化計画 ・武蔵野市下水道総合計画 ・武蔵野市下水道長寿命化計画 <p>VI 行・財政</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針 ・武蔵野市行財政改革アクションプラン ・武蔵野市公共施設等総合管理計画 ・武蔵野市人材育成基本方針 ・第7次職員定数適正化計画 ・武蔵野市特定事業主行動計画 ・職員研修計画 ・武蔵野市第五次総合情報化基本計画
--	--

《第六期長期計画市民会議》

市は、第六期長期計画策定委員会の設置に先立ち、公募市民10名からなる第六期長期計画市民会議（以下、「市民会議」という。）を設置した。市民会議は、平成30（2018）年6月から7月にかけて全4回にわたり開催され、第五期長期計画の各分野に関するグループ討議と、分野を横断した市政及び長期計画全般に関する全体討議が行われた。

各委員のさまざまな立場から出された多様な意見は、報告書にまとめられ、市長に答申されるとともに、策定委員会へ報告された。

報告書の主な内容は以下のとおり。全文は市ホームページに掲載している。

http://www.city.musashino.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/020/783/siminnkaigi.pdf

【市政及び長期計画全般に関する議論】

- (1) 市民によるコミュニティづくりや市政への参画機会の創出について
- (2) 住み続けられるまち・市民意識の醸成について
- (3) 世代間のバランスと予算執行について
- (4) 長期計画・市民会議のあり方について

【各分野に関する議論】

分野ごとに、「次の世代に向けたビジョン・ありたい姿」、「現状と課題」、「ビジョン・ありたい姿を実現するためには」というテーマ設定にそってグループ討議が行われた。なお、グループ討議においては市民会議委員のほかに、各分野において様々な活動をしている市民が、進捗と議論の補助を行うために「市民会議サポーター」として参加した。

【長期計画市民会議から策定委員会へ託したいこと】

長期計画市民会議から策定委員会へ託したいことについて、10名の市民会議委員それぞれのコメントが記されている。

なお、この市民会議から選出された2名が、策定委員会に公募市民委員として参加している。



《第六期長期計画無作為抽出市民ワークショップ》

多様な市民参加手法の一つとして、市政に参加する機会があまりない市民から広く意見を求めるために、無作為抽出市民ワークショップ（以下、ワークショップ）を開催した。市内に住民登録のある 18 歳以上の市民 1,000 名を無作為に抽出し、案内を送付して参加者を募集した。平成 30(2018)年 6 月 24 日、30 日の 2 日間に渡り、延べ 100 名が参加した。

今回のワークショップの特徴は、全体の進行及び各グループでの対話の進行を務める「市民ファシリテーター」を初めて導入した点である。市民ファシリテーターが参加者と同じ市民であり、職員等の市民以外が進行を担う場合と比べ、共感や共鳴が進み、参加者の意見が言いやすい雰囲気形成された。また、市民ファシリテーターによる全体進行によってワークショップの一体感が醸成され、「自らが住む武蔵野市の将来に関して、市民同士が一つのチームになって考え、市に提言する」といった形になり、市民参加が一步進んだ姿になったと考えられる。

報告書の主な内容は以下のとおり。全文は市ホームページに掲載している。

http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/sesaku_keikaku/kihonkoso_chokikeikaku/1019180/1019333.html

【ワークショップの内容】

■ 1 日目

主な内容
ワーク「武蔵野市で暮らして関心があること」
事務局から武蔵野市や長期計画の概要説明
ワーク「武蔵野市で暮らして気になること」
ワーク「武蔵野市の 10 年後のありたい姿」
全体共有

■ 2 日目

主な内容
テーマ選び 1 ターン目：各テーブルであみだくじ 2 ターン目：参加者の希望を募りグループ分け
ワーク「テーマごと現状と課題」
ワーク「ありたい姿を実現するためには」
全体共有

■ 2日目のテーマ一覧

(1日目に全体共有された意見をもとに、市民ファシリテーターによりテーマをまとめた)

テーマ	選択したグループ数	
	1ターン目	2ターン目
A：愛着がある・好きでいられる・武蔵野ブランド	—	—
B：スポーツの熱と文化・芸術の香り	—	2
C：安心な子育て／地域で子育て	1	1
D：柔軟な働き方とライフスタイル	—	1
E：世代や暮らしのちがいを越えた地域のつながり	2	1
F：マイノリティ(LGBT・外国人など)も混ざりあう日常	1	—
G：緑があふれる・鳥のさえずりが聞こえる自然環境	—	1
H：防災・防犯への地域の備え	—	—
I：学生・若い世代のアイデアの活用	—	—
J：便利で安全な交通網・素敵な景観	—	1
K：身近に参加できる行政・上手な情報発信	1	1
L：高齢者・障がい者への優しい福祉・医療	3	1
M：ハコモノの有効活用	1	—

【ワークショップを通じた意見のまとめ】

各グループ内で活発に意見交換が行われ、多様な意見が出された。また、お互いに意見を傾聴する中で参加者同士の発見があったとの感想が多く出された。

【参加者アンケート結果】

ワークショップについて、おおむね好意的に受け止められた。また、自由記載欄にも多くの意見が記載され、積極的に参加していただいたことがうかがえる。

【市民ファシリテーターについて】

市民ファシリテーターによる振り返りにおいても、今回の試みは、ファシリテーター自身にも、また市政にも良い影響があったのではないかとの感想が多かった。



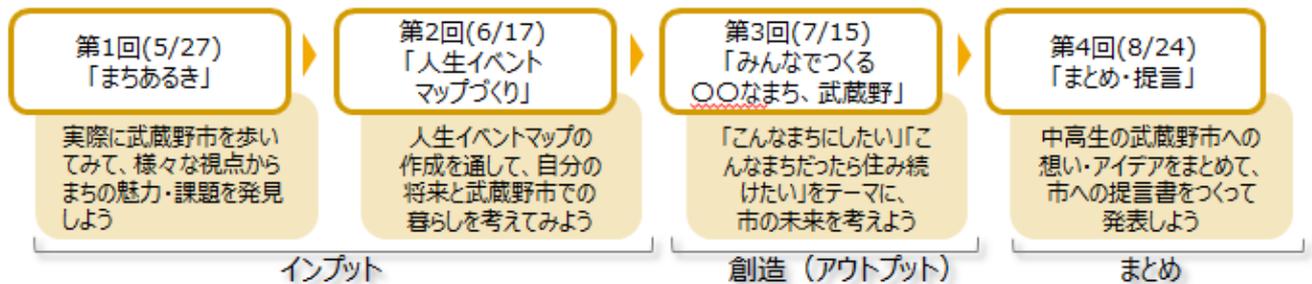
《中高生世代広場》

平成 29 (2017) 年度より、市の将来を担う中高生の意見を積極的に市政運営に反映するとともに、参加する中高生が学校外や地域の多世代とのつながりを持つことを目的とした、中高生世代広場事業を実施している。平成 30 (2018) 年度上半期は第六期長期計画策定に向けて、扱うテーマを「長期計画」とし、5月から8月までの期間で計4回の実行委員会を開催した。

【プログラム概要】

実行委員会では、市内在住・在学の中高生 (計 15 人) と、サポート役として参加する大学生 (計 10 人) が、体験型学習 (フィールドワーク) と対話 (ワークショップ) を通して、中高生が考える「理想のまち」について、想いやアイデアを練り上げながら、提言書として取りまとめた。

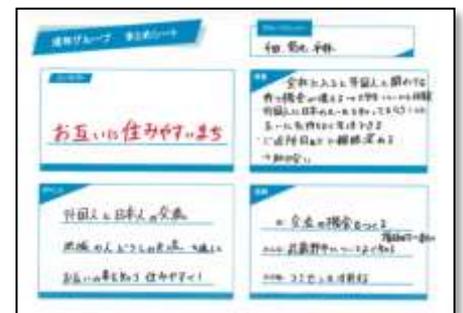
図 プログラム概要



【提言の内容】

提言は、(1)未成年・(2)成年・(3)シニアの3グループに分かれ、それぞれの世代で考えられる理想のまちについて、①コンセプト(テーマ)、②背景、③ポイント(理想のまちの要素)、④役割の4つの項目で、意見を出し合い提言書としてまとめた。

図 提言書 (まとめシート)



〈発表時のコメント〉

- (1) 未成年：コンセプトは「中高生の居場所がある街」。「何でもできる自由度の高い場所」「中高生だけの安心感がある場所」「気軽にいける場所」を増やしていきたい。
- (2) 成年：コンセプトは「お互いに住みやすいまち」。最近増えている外国人住民と日本人住民、ご近所同士など、お互いにとって住みよい街を目指していきたい。
- (3) シニア：コンセプトは「心身共に健康な町」。バスを増やしたり、高齢者が安く使えるタクシーを増やすことで、気軽に「外に出たい」と思える環境を整備することが大切。

【私の〇〇宣言】

提言のほかに、全4回の中高校生世代広場を通して「気が付いたこと」や、理想のまちを実現するために「自分自身がやってみたいこと」について、参加者の中高校生が「宣言」としてお互いに発表した。

〈「宣言」の内容〉

- ・「未成年グループ」を担当したが、子どもと言っても、乳児期から様々。「子ども」と一つにくくるのではなくて、それぞれに焦点を当てて考えることが大切だと思った。
- ・人生イベントマップについて、男女差が見えて面白かった。いろんな人生の選択があるのだと知れた。
- ・まちの中にどのような課題があるのか気づける人になりたい。

【大学生アドバイザー】

中高校生世代広場は、全4回の実行委員会の構成や内容の検討、当日の司会進行まで大学生が主体となり事業を実施した。参加する中高校生と年齢に近いこともあり、意見やアイデアを引き出すことができ、事業の目的である「学校外や地域の多世代とのつながり」という面でも大きな役割を担った。大学生が事業を通して考えた理想のまちについては、以下のような意見が出された。

〈大学生にとっての“ありたいまちの姿”〉

- ・子どもから高齢者まで様々な年代ごとに理想のまちを考えた時に、そのまちの姿や求められるニーズが異なっている。どの年代のニーズにも応えられるのが理想のまちの姿だと思った。
- ・今の「まち」のかたちが好きだし、素敵。この魅力をどう知ってもらうかに注力したい。



※報告書は市ホームページに掲載している。

http://www.city.musashino.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/020/791/4siryou4.pdf

《市民意識調査》

市は、第六期長期計画の策定にあたり、市政に対する市民の考え方を伺うため、「市民意識調査」を実施し、その速報版の集計結果を策定委員会へ報告した。以下に調査結果の一部を抜粋記載する。 ※市民意識調査の報告書は市ホームページに掲載している。

http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/public_comment/enquete/1023450.html

1 調査の概要

- (1) 調査対象 本市に居住する満18歳以上の方 3,500名(住民基本台帳からの無作為抽出)
- (2) 調査方法 郵送配布一郵送・WEB回収併用・はがきによる督促を1回
- (3) 調査時期 平成30年7月19日(木)～8月13日(月)
- (4) 回収結果 43.0%(1,504件) 郵送回収:1,180件/WEB回収:324件
- (5) 調査内容 ①お住まいの地域のことについて ②市政に関する情報提供などについて
③市の施策に対する満足度・重要度について ④自由意見欄

	全体(人)	男性(人)	女性(人)
18歳・19歳	17	8	9
20歳代	102	47	55
30歳代	214	75	138
40歳代	261	78	183
50歳代	253	113	140
60歳代	250	106	143
70歳代	228	109	117
80歳以上	160	57	101
(無回答)	19	1	0
合計	1,504	594	886

(注)性別で無回答が24人いるため、男女を足し合わせても全体の人数にはならない。

2 市の施策の満足度及び重要度

市の施策を24項目に分けて、満足度・重要度を調査した。(上位10項目)

◆満足度順

順位	項目	満足度
1	上・下水道	73.1
2	ごみ	71.3
3	緑化・水辺空間	64.7
4	文化・学習・スポーツ	61.6
5	交通・道路	60.6
6	まちづくり・都市整備	53.5
7	健康づくり	53.2
8	生活環境	52.0
9	自転車対策	49.6
10	安全対策	44.3

◆重要度順

順位	項目	重要度
1	災害対策	92.1
2	ごみ	91.4
3	安全対策	91.0
4	高齢者福祉	90.3
5	上・下水道	90.2
6	健康づくり	88.7
7	生活環境	88.5
8	地域活動・地域支援	88.4
9	交通・道路	87.8
10	障がい者福祉	87.5

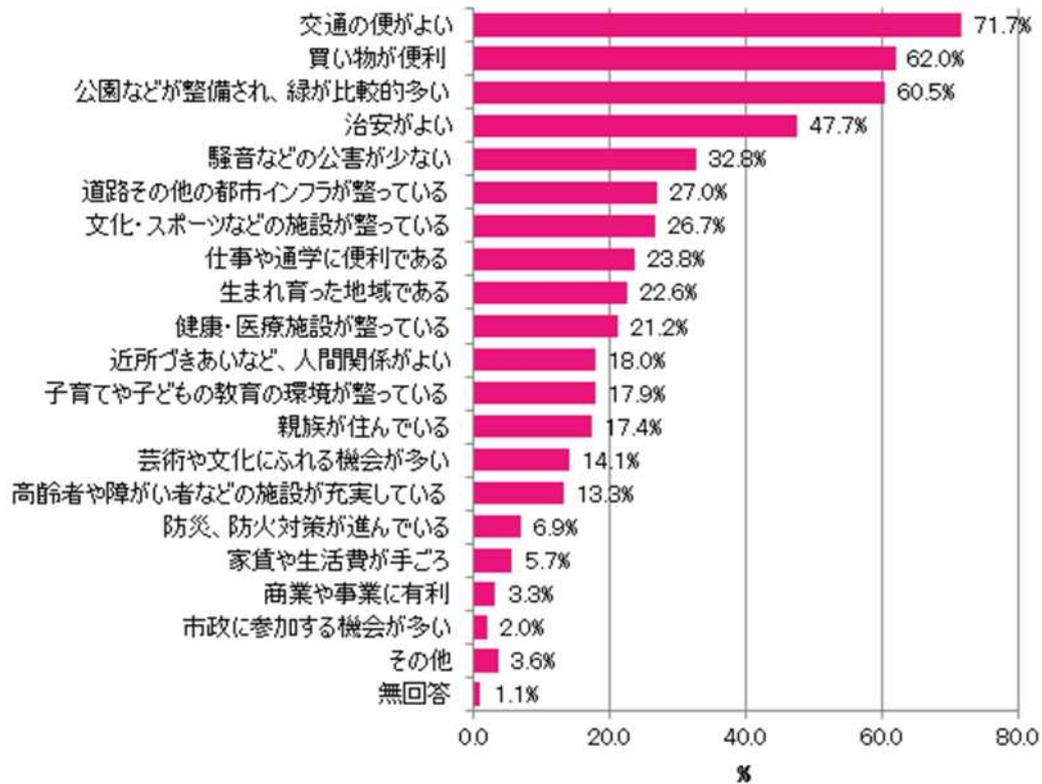
◎満足度・重要度の計算方法

『満足』＝「満足」＋「ある程度満足」

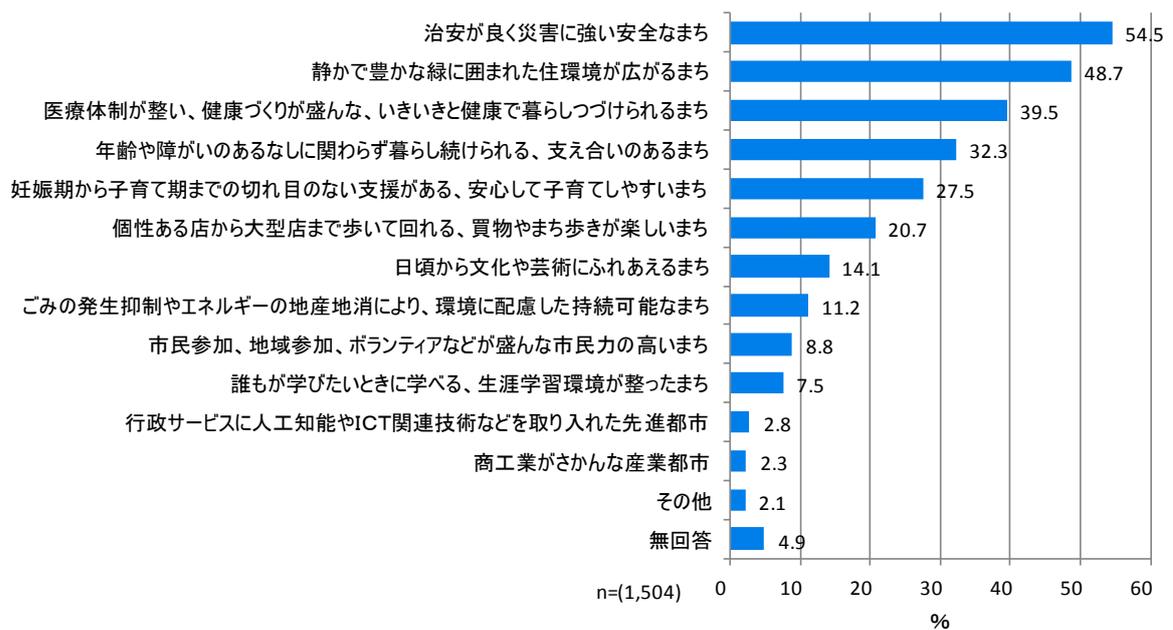
『重要』＝「重要」＋「ある程度重要」

3 定住意向(全体、居住地域別)

今後もお住まいの地域に住み続けたいか調査をおこなったところ、今後も武蔵野市に住み続けた
い方は82.4%という結果であった。その主な理由は以下のとおりであった。



4 期待する武蔵野市の将来像(複数回答)



《武蔵野市地域生活環境指標》

武蔵野市地域生活環境指標は、武蔵野市の生活環境に関わる様々なデータを地図情報として視覚的に表現するとともに、市の基礎的な統計情報や近隣都市との比較をまとめた包括的なデータ集である。

第六期長期計画策定のための基礎資料として、また、市民・議員・市長・職員が共通に利用できる政策情報の資料として、平成30(2018)年9月に、平成30年版(2018年版)地域生活環境指標を発刊した。

地域生活環境指標は市ホームページに掲載しており、冊子は図書館等で閲覧できる他、市役所の市政資料コーナーで販売をしている。

- ・市HP http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/musashino_profile/profile_shihyo/1020445/index.html
- ・閲覧 各図書館、市政資料コーナー、各市政センター、市民会館、各コミュニティセンター
- ・販売 市政資料コーナー（市役所西棟7階） 1冊1,000円



《用語説明》

(五十音順)

頁	用語	ふりがな	説明
あ行			
	ICT	あいしーていー	「Information and Communication Technology」の略で、情報・通信に関する技術の総称。具体的には、コンピュータ、タブレット端末、プロジェクタ、電子情報ボード、実物投影機、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ等のハードウェアや、ネットワーク、映像資料等のソフトウェア等を指す。
	RPA	あーるぴーえー	「Robotic Process Automation(ロボティック・プロセス・オートメーション)」の略。人間が行うキーボードやマウス等の定型的なパソコン操作を自動化する技術。
	アダプト制度	あだぶとせいど	地域住民・企業と行政が協働で進める清掃等を中心としたまちの美化活動等を行う制度。
	新たな住宅セーフティネット制度	あらたなじゅうたくせいふていねつとせいど	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図り、国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的として創設された制度。 主な内容は、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修・入居への経済的支援(バリアフリー化や間取り変更等)、住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援(不動産業者や自治体が入居支援を行う)
	アンテナショップ麦わら帽子	あんてなしゅっぷむぎわらぼうし	9つの友好都市と武蔵野市の物産品販売や友好都市の観光情報等を発信しているアンテナショップ。平成13(2001)年10月吉祥寺中道通り商店街にオープン。
	いきいきサロン	いきいきさろん	地域住民団体やNPO法人、民間事業者等が概ね65歳以上の高齢者を対象に、5名以上、週1回以上集まる通いの場で、介護予防、認知症予防のプログラムを含む活動(2時間程度)に対し、市がその団体等へ補助・支援を行うことで、高齢者の社会的孤立感の解消、心身の健康維持、要介護状態の予防、住み慣れた地域での在宅生活の継続支援を図ることを目的とする事業。平成28(2016)年7月開始。
	(一財)武蔵野市開発公社	(いちざい)むさしのしかいはつこうしゃ	吉祥寺駅周辺都市計画事業により移転を要する事業者への対策と、吉祥寺発展の拠点的役割を担う商業核となる施設建設を推進するため、昭和43年8月に設立。現在は、吉祥寺駅周辺の街づくりのための調査・研究などを行うとともに、事業対象区域を吉祥寺地区から全市に拡大して幅広い事業を行っている。
	一般延焼遮断帯	いっぱんえんしょうしゃだんたい	東京都が策定した「防災都市づくり推進計画」において、地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間を「延焼遮断帯」と位置付け、震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワークなどの機能も担う。延焼遮断帯は、防災上の重要度から、「骨格防災軸」「主要延焼遮断帯」「一般延焼遮断帯」に分けられ、一般延焼遮断帯は、「骨格防災軸」「主要延焼遮断帯」以外の延焼遮断帯を言う。
	インクルーシブ教育システム	いんくるーしぶきょういくすてむ	障害者の権利に関する条約(日本は平成26(2014)年に批准)の第24条に書かれている理念で、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。 インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとされている。
	インバウンド	いんばうんど	外国人が訪れてくる旅行のこと。または外国から訪れる旅行者のこと。
	雨水貯留・浸透施設	うすいちよりゅうしんとうしせつ	貯留管、貯留池、貯留タンクなど、雨水を一時的に貯めることにより、雨水が川や水路に流出するのを抑制する施設。
	AI	えーあい	「Artificial Intelligence(人工知能)」の略。推論・判断等の知的な機能を人工的に実現するための研究。また、これらの機能を備えたコンピュータシステム。データベースを自動的に構築したり誤った知識を訂正したりする学習機能を持つものもある。膨大な量のデータ分析や業務効率化等に活用する事例が増えてきている。
	永年文書	えいねんぶんしょ	市の文書管理規則により定められていた文書の保存年限のうち、最長の保存年限(永年)に指定されていた文書のこと。本市では平成26年に文書管理規則を改め、最長の保存年限を永年から30年とした。保存年限に達した文書は担当課とふるさと歴史館が協議し、歴史資料として重要であると判断された文書のみ「永久に保存」というシステムに改めた。

頁	用語	ふりがな	説明
	エキスパート(長期的専任職)	えきすぱーと(ちょうきてきせんにんしよく)	武蔵野市では平成26(2014)年度にゼネラリスト(総合職)とエキスパート(長期的専任職)を選択できる複線型人事制度を導入した。エキスパートとは、特定の分野・部門で業務に精通・習熟し、長期的にその分野・部門で専門的スタッフとして、業務の企画及び運営に当たる職。福祉・税務・債権管理の3分野。一般事務職の係長・課長補佐級が対象。
	エコプラザ(仮称)	えこぷらざ(かしょう)	ごみ、資源エネルギー、緑・水循環、生物多様性等、多様な環境啓発と環境に関するネットワークの拠点施設として、平成32(2020)年11月の開設を目指している。旧武蔵野クリーンセンターの一部を再利用して、「みんなでつくろう!子どもたちに未来をつなぐエコプラザ」をコンセプトに、環境に配慮した行動を市内全域に促す目的で整備する。
	SNS	えすえぬえす	「Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」の略。インターネット上の会員制サービスの一種。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築するための場を提供する。個人に限らず企業や自治体の情報発信の手段としても広まっている。
	SDGs	えすでいじーず	「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、貧困や不平等、格差、気候変動など、様々な問題を根本的に解決し、世界中のすべての人が将来にわたってより良い生活を送ることができるようにするための17の国際目標。
	エネルギー地産地消	えねるぎーちさんちしょう	その地域の需要に合ったエネルギーを地域独自に生産し、その地域で消費すること。地域でエネルギーを生産することによる経済の活性化や再生可能エネルギー利用による二酸化炭素の排出削減等、環境負荷の軽減が期待される。
	エリアマネジメント	えりあまねじめんと	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、市民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。
	LGBT	えるじーびーていー	性的マイノリティの総称の一つ。レズビアン(L、女性の同性愛)、ゲイ(G、男性の同性愛)、バイセクシュアル(B、両性愛)、トランスジェンダー(T、こころと出生時の性が一致しない人)の略称であり、性的マイノリティの多様なあり方を表す概念。より多様であることを示すため LGBTQ+ 等と表すこともある。
	エンディング(終活)支援事業	えんでいんぐ(しゅうかつ)しえんじぎょう	高齢者が最期までその人らしい人生を送ることができるよう、エンディングノートの配布や講座等を通じて本人の意思決定を支援するとともに、没後について本人の希望に沿った相談及び生前契約が可能となる支援を行う事業。
	オールライフステージ	おーるらいふすてーじ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、そのすべての段階のこと。全年齢、全世代。
か行			
	外郭環状線の2	がいかくかんじょうせんのに	東京外郭環状道路(外環)は、都心から15km圏を環状方向に結ぶ延長85kmの道路のこと。その外環とともに、都内の都市計画道路ネットワークの一部として昭和41(1966)年に都市計画決定した地上部の街路を外郭環状線の2という。
	学童クラブ	がくどうくらぶ	児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業として、小学校の授業終了後、帰宅しても保護者が就労、病気等により家庭で適切な監護を受けられない児童を対象とした、放課後の生活の居場所事業。遊びを中心とした活動により、児童の健全な育成を図ることを目的としている。市内12カ所の市立学童クラブ及び3カ所の民間学童クラブがある。放課後子供教室「地域子ども館あそべえ」とともに、平成29(2017)年4月から(公財)武蔵野市子ども協会に運営を委託し一体型の運営を行い、両事業の連携強化を図っている。
	家族ふれあい自然体験事業	かぞくふれあいしぜんたいけんじぎょう	友好都市岩手県遠野市と鳥取県での体験事業を隔年で実施。豊かな自然環境の中で、都会ではできない様々な自然体験を親子で行い、家族の絆を深めるとともに、民泊や文化体験による市民との交流を通じて、市民の第二のふるさと作りを行っている。このほか、親子棚田体験(新潟県長岡市)と家族で楽しむ!二俣尾自然体験(青梅市)を行っている。
	環境浄化特別推進地区	かんきょうじょうかとかくべつすいしんちく	風俗営業施設の集積、犯罪の多発など良好な環境が阻害されており、地域住民の自主的活動により一層の環境浄化の推進を図り得る地域で、武蔵野市環境浄化に関する条例で特に環境浄化を推進する必要があるとして、市長が指定した地域。吉祥寺本町一丁目の一部(ヨドバシ吉祥寺の東側周辺地域)が指定されている。

頁	用語	ふりがな	説明
	観光ガイド	かんこうかいど	本市における観光ガイドは、市内のまち歩きイベントなどで来街者に観光情報を提供する市民ボランティアを指す。
	感震ブレーカー	かんしんぶれーかー	地震発生時に感震器で検知した地震信号が設定した値を超えたときに(例:震度5強以上など)、配線用ブレーカー、または漏電ブレーカー等を遮断する信号を出すことで電気を自動遮断する機器・システムのこと。
	吉祥寺グランドデザイン	きちじょうじぐらんどでざいん	吉祥寺の中長期を展望したまちづくりの方針を示し、行政のみならず、市民やNPO、地元事業者等、まちづくりに係る多様な主体による取り組みの共通指針となることを目的として策定した計画。策定から10年が経過することから、令和元(2019)年度を目途に改定を進めている。
	吉祥寺ルール	きちじょうじるーる	震災時等で吉祥寺駅に帰宅困難者が大量に発生した場合に混乱を防止するためのルール。
	狭あい道路	きょうあいどうろ	幅員4m未満の狭い道路のことで、建築基準法第42条第2項などに指定されているもの。
	教育アドバイザー	きょういくあどばいざー	本市では、経験の少ない教員の授業を直接観察し、指導・助言を行うことを目的として、学校教育に関して高い専門性をもつ元校長を配置している。指導法の改善について支援するほか、個々の教員が抱える悩みなどの教育相談も行っている。
	教育支援センター	きょういくしえんせんたー	乳幼児から思春期の子どもの教育に関する様々な相談に応じる施設。来所、電話に加え、小中学校への臨床心理士(相談員)の派遣も行う。現在、大野田小学校内に設置しており、不登校児童・生徒への支援を行う適応指導教室(チャレンジルーム)を併設する一方、帰国・外国人教育相談室については第四中学校内に分離して設置している。
	緊急輸送道路	きんきゆうゆそうどうろ	緊急輸送道路は、震災時の救急救命・消火活動、物資の輸送などを円滑に行うための道路として、東京都が指定した道路である。緊急輸送道路のうち、応急対策の中枢を担う都庁本庁舎や区市町村庁舎などを連絡する道路として、特に沿道の建築物の耐震化を図る必要があると認められる道路を「特定緊急輸送道路」、それ以外の道路を「一般緊急輸送道路」とされている。市内では、三鷹通り(一部)、井之頭通り、五日市街道(一部)が特定緊急輸送道路として指定されている。
	区画道路	くかくどうろ	幹線道路など一定程度の幅員を持つ道路間を接続するための道路で、道路ネットワークの補完や個々の宅地間の通行のために利用される道路。
	クラウド	くらうど	クラウド(cloud)とは直訳で「雲」を意味し、情報通信分野では「クラウドコンピューティング」の略称として、データやアプリケーション等をネットワーク経由で利用する仕組みを指す。 自治体で導入されるクラウドは、自治体クラウドとも呼ばれ、住民基本台帳・税務・福祉等の情報システムやデータを、庁舎内でなく外部のデータセンターで管理・運用し、通信回線を経由して複数の自治体で共同利用する取り組みを指す。経費の削減、セキュリティ水準の向上、被災時の業務継続などの効果が見込まれている。
	ケアマネジャーガイドライン	けあまねじゃーがいでらいん	本市が実施している利用者本位の居宅介護支援(ケアマネジメント)の理念や具体的な実践方法を解説したガイドブック。市町村レベルでは全国初となる平成13(2001)年3月に初版を発行し、以降も改訂を重ね現在は第4版となっている。ケアマネジャーに対し本市独自施策、周辺施策及びインフォーマル(制度に基づかない)なサービス等に関する情報提供を行うことを通じて、介護保険サービスとともに、これらも加味したケアマネジメントが実践されることを目的としている。なお、初めて市内で居宅介護支援を行うケアマネマネジャーの研修時のテキストにも活用している。
	ケアリンピック武蔵野	けありんぴっくむさしの	介護・看護職員の現場で取り組んでいる先進的な事例発表や手作り演劇を通して具体的なケアについて共有し、質の高いサービスを地域全体に広めるため、平成27(2015)年度より開催している。

頁	用語	ふりがな	説明
	景観ガイドライン	けいかんがいで らいん	景観まちづくりの具体的な方針を示し、市民等、開発等事業者、武蔵野市などのまちづくりに取り組むそれぞれの主体が景観への意識を高め、さらなる魅力あるまちづくりを進めるためのガイドライン。平成29(2017)年4月策定。
	経常収支比率	けいじょうしゅう しひりつ	財政構造の弾力性を示す指標。市税等の一般財源のうち、毎年経常的に発生する人件費、扶助費、公債費等の義務的経費に使われている割合を表す。90%を超えると財政が硬直化し、新たな行政サービスへの対応が困難になるとされている。
	刑法犯認知件数	けいほうはん にんちけんすう	警察により発生が認知された刑法等の犯罪事件の数のこと。町丁目ごとの件数が警視庁ホームページで公開されている。
	ゲノム解析	げのむかいせき	生物のゲノム(遺伝情報の全体・総体)のもつ遺伝情報を総合的に解析すること。
	検討のプロセス	けんとうのぶろ せす	東京都作成「外環の地上部の街路について 検討の進め方」に記載のある「検討のプロセス」のこと。 東京外郭環状道路が高架方式から地下方式に変更されたことを踏まえ、外環の2の必要性やあり方などについて、広く意見を聞きながら検討を進め、都市計画に関する都の方針を取りまとめるプロセス。
	権利擁護	けんりようご	本市では、生活不安を感じている高齢者、身体障害者や、判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい軽度の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などを行っている。
	公共施設等総合管理計画	こうきょうしせつ とうそうごうかん りけいかく	少子高齢化の進行に伴い、税収の増加が見込めないこと、社会保障関連費が増加することなど、将来の財政状況が厳しいことが予測される中、これまで整備してきた公共施設・都市基盤施設の多くが更新時期を迎えるにあたり、計画的な整備・更新を行うため、すべての公共施設・都市基盤施設を俯瞰する基本的な方針を定めた計画。平成29(2017)年2月に策定。
	公債費	こうさいひ	市の借入金の元金及び利子の返済に要する経費。
	(公財)武蔵野市国際交流協会	(こうざい)むさし のしこくさいこう りゅうきょうかい	国際平和に寄与する開かれたまちづくりのため、市民レベルの国際交流や在住外国人支援を推進している団体。平成元年10月13日に任意団体として設立、平成22(2010)年4月1日に公益法人化。公益財団法人 武蔵野市国際交流協会(MIA: Musashino International Association)。
	(公財)武蔵野市子ども協会	(こうざい)むさし のしこどもきょう かい	武蔵野市全域の子ども育成活動全般を横断的、効率的、包括的に支える機関として、安心して子どもを生み育てることができる環境づくり、育児等における子育ての支援を行い、地域と協働した子育てや子どもの育成活動を促進し、活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とした団体。
	(公財)武蔵野市福祉公社	(こうざい)むさし のしふくしこう しゃ	在宅高齢者や障害のある人に対して、よりよい生きがいと健康づくりの情報や福祉サービスの提供を通じて、新しい福祉機能を開発することにより、地域の福祉サービスを補完し、もって福祉全体のレベルアップを図るとともに、市民福祉の増進に寄与することを目的とした団体。権利擁護事業、訪問介護サービス事業、生活支援事業(生活支援ヘルパー派遣事業、認知症高齢者見守り事業)などを実施している。
	(公財)武蔵野生涯学習振興事業団	(こうざい)むさし のしょうがいがく しゅうしんこうじ ぎょうだん	平成元(1989)年11月に武蔵野市が全額出資をして設立した財政援助出資団体で「財団法人武蔵野スポーツ振興事業団」として発足した。武蔵野市内の体育施設の管理・運営や各種スポーツ振興事業を指定管理をしてきた。平成22(2010)年4月には、「公益財団法人生涯学習振興事業団」へと変更し、新たに「ひと まち 情報 創造館 武蔵野プレイス」の管理・運営を指定管理し、平成30年4月からは、吉祥寺図書館も指定管理を行っています。
	(公財)武蔵野文化事業団	(こうざい)むさし のぶんかじぎょう だん	昭和59(1984)年11月に武蔵野市が全額出資をして設立した財政援助出資団体。武蔵野市内の8つの文化施設の指定管理者。「市民に優れた芸術文化を提供し、市民みずから行う芸術文化の創造活動を援助し、市民の文化、福祉の向上を図り、地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与すること」を目的として、各種芸術文化事業を行っている。

頁	用語	ふりがな	説明
	高次脳機能障害	こうじのうきのうしょうがい	交通事故や脳血管性疾患などにより、脳に生じた後遺症のこと。記憶障害や注意障害といった認知障害や、社会的な行動障害などをきたす。
	(公社)武蔵野市シルバー人材センター	(こうしゃ)むさしのしるばーじんざいせんたー	定年退職後などにおいて臨時的、短期的な就業を通じて、労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的とした団体。
	合流式下水道	ごうりゅうしきげすいどう	雨水と汚水を同一の管で集水し、処理する方法。他に汚水と雨水を別々の管で処理する分流式がある。合流式は、設置コストが割安である反面、雨天時には大量の雨水が流れ込み、未処理の下水がそのまま河川へ放流されてしまう問題がある。本市の下水道は、9割が合流式下水道で整備されている。
	高齢者安心コール事業	こうれいしゃあんしんこーるじぎょう	市内でひとり暮らしをしている高齢者に定期的に電話で生活状況の確認をすることにより、地域で安全・安心に暮らしていくことを支援する事業。
	高齢者等緊急訪問介護事業(レスキューヘルパー事業)	こうれいしゃとうきんきゅうほうもんかいごじぎょう(れすきゅーへるばーじぎょう)	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方が急病などで一時的に支援が必要な場合にヘルパーを派遣し、身体介護(通院介助、入浴介助等)、生活援助(掃除、洗濯、買い物等)のサービスを提供する事業。
	心のバリアフリー	こころのばりあふりー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
	五師会	ごしかい	一般社団法人 武蔵野市医師会、公益社団法人 東京都武蔵野市歯科医師会、一般社団法人武蔵野市薬剤師会、公益財団法人東京都柔道整復師会(武蔵野支部武蔵野地区)、武蔵野市助産師会のこと。
	子育て応援サイト「むさしのすくすくナビ」	こそだておうえんさいと「むさしのすくすくナビ」	市の子育て情報発信機能の充実を図るため、「市から子育て家庭へ情報を発信する」機能を有する子育て応援サイト「むさしのすくすくナビ」の運用を、平成29(2017)年10月から開始している。市からのお知らせや各種イベント情報などがEメールで届くほか、子どもの生年月日に応じた予防接種のスケジュールが確認できる。子育てに必要な市内施設の検索や市内の保育施設、幼稚園、認定こども園の情報の確認などもできる。
	子育て支援アドバイザー	こそだてしえんあどばいざー	市内の様々な団体・施設と子育て家庭とをつなぎ、団体・施設同士をつなげる新たなネットワークを構築するために、研修会・交流会の開催や子育てひろばの運営等について指導・助言を行うアドバイザー。
	子育て支援情報誌「すくすく」	こそだてしえんじょうほうし「すくすく」	0歳から5歳までの子どもと子育て家庭を対象にした子育て情報総合冊子。子育て施設や遊び場、相談窓口、市の事業・サービス、保育所情報、地域活動団体・子育て支援団体紹介などが掲載されている。
	子育て支援ネットワーク	こそだてしえんねっとわーく	児童福祉法第25条の2の「要保護児童対策地域協議会」にあたる。本市においては、武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例に基づき設置される。守秘義務の課せられたネットワークの構築で、各機関より多くの情報を集め、援助している家庭の状況や問題点を明確にし、より有効な支援につなげている。
	子育てひろば事業	こそだてひろばじぎょう	未就学の子どもとその親が集い、交流しながら、仲間づくりや情報交換ができる場。子育て相談等も行っており、親子が気軽に集まることのできる場所として多様な主体により運営されている。
	子育てひろばネットワーク	こそだてひろばねっとわーく	子育て支援者同士が、その立場を超えて手をつなぎ連携することで、武蔵野市で安心して子育てができる環境を整えられるよう、平成28(2016)年2月に「子育てひろばネットワーク」を立ち上げた。市内で子育てひろばを運営している子育て支援団体(グループ)のほか、子育て支援拠点や子育て支援に関わる専門施設、行政機関で構成している。
	子ども・子育て応援券	こども・こそだておうえんけん	妊娠届出時に専門職による面接を受けた妊婦に対して、商業施設・店舗等で利用可能な「子ども・子育て応援券(こども商品券)」を配布し、面接率を向上させることで出産・子育てに関する不安軽減や孤立防止を図るとともに、市内商業の活性化及びまちぐるみで子育てを応援する気運の醸成を図ることを目的としている。

頁	用語	ふりがな	説明
	子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制	こどもとこそだて かていをほうか つてきにしえん するたいせい	国では「子育て世代包括支援センター」という名称で、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を指す。母子保健法の改正により、平成 29(2017) 年 4月から市区町村に設置することが努力義務とされ、閣議決定により令和 2(2020) 年度末までに全国展開を目指すこととされている。ワンストップ相談窓口において、妊産婦や子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供・相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるようにきめ細かく支援を行うほか、地域の関係機関とネットワークを構築し、必要に応じて社会資源の開発を行う。センターは、原則全ての妊産婦(産婦:産後1年以内)、乳幼児(就学前)とその保護者を対象とすることを基本とするが、対象年齢については地域の実情に応じて柔軟に運用することとされており、本市においては18歳までの子どもとその保護者を対象とする。
	コミセン親子ひろば	こみせんおやこ ひろば	コミュニティセンター(令和元年5月現在14館で実施)を会場として就学前の親子が自由に遊び、ちょっとした疑問や悩み、情報交換など、おしゃべりしながら過ごせる自由来所型の子育てひろば(居場所)。コミュニティセンターによって開催日数等が異なるが、市主催のひろばと、子育て支援団体等主催の「collabono(こらぼの)コミセン親子ひろば」の2種類がある。定期的に0123吉祥寺、0123はらっぱ、桜堤児童館のスタッフや市の子育て支援アドバイザーが出向している。
	コミュニティ構想	こみゆにていこう そう	武蔵野市第一期長期計画の策定時(昭和46(1971)年)に取りまとめられた、市民の市政参加とコミュニティについての考え方を示す構想。市政の課題を解決するために、行政が、市民の市政参加の仕組みをつくることと、市民参加の過程において、市民自身が地域生活の基礎単位を生み出していくことを目指す。
	コミュニティ評価委員会	こみゆにていひよ うかいいいんかい	広くコミュニティ活動への理解を深め、コミュニティ活動のさらなる発展のためにコミュニティ協議会が行うコミュニティづくりの評価を行う委員会
	コミュニティ未来塾むさしの	こみゆにていみら いじゆくむさしの	「武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会」の提言を受け、土台づくりの一環として実施している「学び」の場。地域の課題を捉える力や協議の場を運営する力などを身につけることを目的としている。
	これからのコミュニティ	これからのこ みゆにてい	平成26(2014)年11月に、「武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会」の提言(～未来を担う「これからのコミュニティ」を目指して～)にまとめられた考え方。提言には、コミュニティの現状と課題、「これからのコミュニティ」のイメージ、行政の役割等についてが示されている。
	コンテンツ産業	こんてんつさん ぎょう	映画、アニメ、ゲーム、書籍、音楽等の制作・流通を担う産業の総称。
	コンテンツ事業者等連絡協議会(仮称)	こんてんつじぎ ょうしやとうれん らくきょうぎかい (かしょう)	映画・音楽・アニメーション・漫画などのコンテンツに関わる関係者・事業者等が異なる分野の事業者等とも連携することで、新しいビジネスチャンスやまちの魅力が生まれる可能性がある。どのようなことが可能かを議論する場として、関心と意欲を持つ事業者等で構成する会議組織の仮称。
さ行			
	財政援助出資団体	ざいせいえんじょ しゅつしだんたい	武蔵野市において、市が出資等を行い、団体の行う業務が市政と極めて密接な関連を有している団体、または、市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要する団体のこと。 ■出資団体(10団体) 一般財団法人 武蔵野市開発公社 武蔵野市土地開発公社 公益財団法人 武蔵野市福祉公社 公益財団法人 武蔵野文化事業団 公益財団法人 武蔵野健康づくり事業団 公益財団法人 武蔵野生涯学習振興事業団 公益財団法人 武蔵野市国際交流協会 公益財団法人 武蔵野市子ども協会 一般財団法人 武蔵野市給食・食育振興財団 有限会社 武蔵野交流センター ■援助団体(5団体) 公益社団法人 武蔵野市シルバー人材センター 社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会 社会福祉法人 武蔵野 武蔵野市民防災協会 株式会社 エフエムむさしの

頁	用語	ふりがな	説明
	財政力指数	ざいせいりよくし すう	財政基盤の強さや余裕度を示す指標。指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が高い団体であり、1を超えている自治体は普通交付税の交付対象外となる。 なお、過去3カ年の全市町村平均は次のとおり。 H27・・・0.50 H28・・・0.50 H29・・・0.51
	在宅医療・介護連携 推進事業	ざいたくりよう かいごれんけい すいしんじぎょう	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する仕組み。具体的には、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進している。
	自主防災組織	じしゅぼうさいそ しき	地震被害等を軽減するため、震災時に地域の防災活動の中核組織として初期消火や救出・救護などの活動に地域で取り組む組織のこと。
	自主防犯組織	じしゅぼうはんそ しき	地域住民等により自主的に組織された防犯パトロール等を行うボランティア団体。市内では17団体が活動している。
	自治基本条例	じちきほんじょう れい	一般的には、地域課題への対応やまちづくりなど市政運営全般について誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくのかを明文化した自治体運営の基本ルールと定義される。本市においては、平成28(2016)年11月に学識経験者、市民公募委員、市議会議員、副市長で構成される「自治基本条例(仮称)に関する懇談会」を設置し、条例の骨子案(条例に盛り込むべき内容をまとめたもの)について検討を行ってきた。平成30(2018)年10月に条例の骨子案が市長に報告された。
	自治体戦略2040	じちたいせんりゃ くにせんよんじゅ う	総務省が平成29(2017)年10月に設置した「自治体戦略2040構想研究会」により平成30(2018)年7月に取りまとめられた最終報告(第二次報告)。2040年ごろの地方自治体の行政課題を整理し対策を提起している。
	シチズンシップ教育	しちずんしっふ きょういく	子どもたちが、本市の地域社会と積極的にかかわる中で市民の一員としての自覚を身に付けるとともに、より良い社会づくりにかかわるための意識、行動(実践力)を育む教育。
	シティプロモーション	していぷろもー しょん	シティプロモーションには地域再生、観光振興、住民協働など様々な概念が含まれ、自治体によってもその目的や捉え方は異なり、多様であるが、一般的には、地域住民の愛着度の形成、地域の売り込みや自治体名の知名度の向上など、自らの地域のイメージを高め、経営資源の獲得を目指すための一連の活動のことをいう。
	自動通話録音機	じどうつうわろく おんき	振り込め詐欺の被害を防止するために、着信時の会話内容を録音する機器で、固定電話に取り付けて使用する。呼び出し音が鳴る前に会話内容を録音する旨の警告メッセージを流れるため、詐欺犯は録音を嫌がるため、被害防止に有効とされている。
	児童発達支援セン ター	じどうはったつし えんせんたー	障害児やその家族からの相談に応じるほか、児童発達支援事業等の事業所や障害児を受け入れている保育所等への専門的な支援の実施、人材育成や地域住民が障害児者に対する理解を深めるための活動を行うなど、当該地域における障害児支援の中核を担う施設。 児童福祉法の児童福祉施設として位置づけられ、武蔵野市障害者計画・第5期障害福祉計画において、みどりのこども館の「地域療育相談室ハビット」について、児童発達支援センター化に向けた検討を行うこととしている。
	シニア支え合いポイ ント制度	しにあささえあい ぼいんとせいど	65歳以上の方が、シニア支え合いサポーターとして指定のボランティア活動に参加した場合にポイントを付与し、年度ごとの獲得ポイントに応じて、寄付やギフト券等を還元する制度。なお、シニア支え合いサポーターの登録には、説明会兼研修会へ参加することが必要となる。平成28(2016)年10月開始。
	(社福)武蔵野市民 社会福祉協議会	(しゃふく)むさし のしみんしゃか いふくしきょうぎ かい	武蔵野市民の一人ひとりが地域社会における主役となり、同じ地域に暮らす人々と協力して地域福祉を充実させることを目的として、昭和37(1962)年に設立され、昭和53(1978)年に社会福祉法人として認可された団体。

頁	用語	ふりがな	説明
	市民安全パトロール隊	しみんあんぜん ぱとろーるたい	市民生活の安全を確保するために設置されたパトロール隊で、市長より委嘱された隊員が市内の防犯活動を行う。登下校の時間帯等に、パトロール隊のジャンパーを着用して見守り等を行う。
	住警器	じゅうけいき	住宅用火災警報器の略称、火災報知機的一种で、主に一般住宅に設置され、火災の際煙や熱を感知して音声やブザー音で警報する警報器である
	住宅確保要配慮者	じゅうたくかくほ ようはいりよしゃ	低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者(外国人や大規模災害の被災者)、都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者(東京都では海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者等を定めている)。
	集団回収	しゅうだんかい しゅう	自治会や子ども会などの地域団体と回収事業者の契約により、資源物を回収する方法で、行政収集を補完する制度。団体には自治体から補助金や回収奨励金が交付されている。本市においては、市域を網羅する自治会組織が無いことから、全市的な取り組みに成り難い特性がある。
	受援計画	じゅえんけいかく	大規模災害発生時に、主に全国の自治体や関係機関等からの物資や人員等の支援を円滑に受け入れ、効率的・効果的に活用することを目指し、事前に手順やルール、体制等を定めておく計画のこと。
	障害者就労支援センター	しょうがいしゃ しゅうろうしえん せんたー	障害者雇用を促進するための施設。障害のある人と事業所等の間に立ち、関係機関等との提携・協力を得て、状況に応じた支援を行う。
	人件費	じんけんひ	職員給、特別職給与、議員報酬、各種委員報酬、退職金など、職員等に対する勤労の対価、報酬として支払われる経費。
	人生100年時代	じんせいひゃくね んじだい	長寿化により100歳まで人生が続くのが珍しくなくなる時代のことを、英国のリンダ・グラットン氏が長寿時代の生き方を説いた著書『LIFE SHIFT(ライフ・シフト)』で提言した言葉。 平成29(2017)年に政府により「人生100年時代構想会議」が設置され、同年12月に中間報告が、平成30(2018)年6月には「人づくり革命 基本構想」が取りまとめられた。
	森林環境譲与税	しんりんかんきょう じょうよぜい	森林整備による温室効果ガスの削減や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点で新たに創設された国の譲与税。市町村が行う森林整備のための間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進・普及啓発等や都道府県が行う森林整備のための支援等の費用として、平成31(2019)年度より地方の固有財源として都道府県及び市町村に国から譲与される。 同時に創設される国税の森林環境税(市町村が個人住民税から賦課徴収)が財源となる。
	スクールソーシャルワーカー	すくーるそーしゃ るわーかー	個々の子どもたちへの直接的な支援をするとともに、日常生活を営むうえで生じる様々な問題について、学校、家庭、関係機関と連携しながら解決に向けて支援を行う社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職。
	スケルトン・インフィル	すけるとんいん ふいる	建物のスケルトン(柱・梁・床等の構造躯体)とインフィル(内装・設備等)とを分離した工法。内部の間仕切り、設備部分は自由に変更可能であり、将来の用途変更が可能となる。
	ストックマネジメント	すとくまねじめ んと	一般的には、既存施設を効率的・効果的に活用するための体系的な手法のこと。 本市の下水道総合計画(2018)においては、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することと定義している。
	スポーツ広場	すぽーつひろば	フットサル(サッカー)、ドッジボール、ドッチビー、ハンドボール、ゲートボール、グラウンドゴルフなどのスポーツが楽しめる広場。団体の貸切利用と個人利用ができる。現在では「緑町スポーツ広場」を生涯学習振興事業団が指定管理し、武蔵野中央公園スポーツ広場を東京都が管理している。

頁	用語	ふりがな	説明
	スマートシティ	すまーとしてい	一般的には、都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)が行われ、全体最適が図られる持続可能な都市または地区のこと。 本市における「スマートシティ」は、武蔵野市第四期環境基本計画において「環境に係る様々な要素、市民・市民団体・事業者・行政(市)等の多様な情報・経験価値観等をネットワーク化することにより、新たな交流・連携・活動を生み出しながら、本市らしい環境都市を主体的に創りだしていく姿」とし、目指すべき将来像として位置づけている。
	生産緑地	せいさんりよくち	生産緑地法で定められた要件を満たし、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした都市計画の制度で、30年間の農地転用等の行為制限を受け一方で、固定資産税等について税制上の優遇措置(農地課税)を受けられる。
	性自認	せいじにん	性別に関する認識。
	青少年問題協議会 地区委員会	せいしょうねんも んだいきょうぎか いちくいんかい	青少年問題協議会(略称:青少協)は、地方青少年問題協議会法及び市の条例に基づき市長の附属機関として設置され、青少年施策について調査・審議し、市長や関係行政機関に意見を述べる機関。青少年に関わる関係行政機関、地域団体等で構成している。地区委員会は、その協議会のもとに市立小学校の12の学区ごとに設置されている組織で、むさしのジャンボリー、美化活動、地域パトロール、おまつり、運動会など青少年の健全育成のための様々な活動を行っている。
	性的指向	せいてきしこう	恋愛感情又は性的な関心がいずれかの性別に向かうかの指向をいう。
	成年後見制度	せいねんこうけん せいど	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分で、契約などの法律行為における意思決定が難しい人の保護、支援をするための制度。
	成年後見制度利用 促進基本計画	せいねんこうけん せいどりようそ くしんきほんけい かく	成年後見制度利用促進法及び国の成年後見制度利用促進基本計画のスタートに伴い、本市でも判断能力が不十分な方の権利擁護と成年後見の利用促進のため、市の基本的な計画を定め、被後見人とその家族の安心に繋げる。令和元(2019)年度に策定。
	生物多様性	せいぶつたよう せい	生物多様性とは「すべての生物の間にある豊かな個性とそのつながりのこと」であり、生物多様性条約では「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つのレベルでの多様性があるとしている。
	セカンドスクール	せかんどすくー る	市立小学校5年生と中学校1年生が、普通の学校生活(ファーストスクール)では得難い自然体験や生活体験を補完するという意味で、子どもたちが都会を離れて自然豊かな農村漁村に滞在して行う長期宿泊体験活動としての「セカンドスクール」を教育課程に位置付けて実施している。セカンドスクールでの学習効果をさらに高めることを目的として、小学校4年生を対象とした「プレセカンドスクール」も実施。
	赤十字奉仕団	せきじゅうじほう しだん	武蔵野市赤十字奉仕団は、赤十字の人道博愛の精神のもとに、赤十字の使命とする人道的な諸活動を実践しようとする市民が集まり、都内で3番目の地域奉仕団として昭和24(1949)年に結成された。利益を求めない奉仕的救護組織で、奉仕しようとする意思があれば誰でも参加することができる。
	0123施設	ぜろいちにさんし せつ	0歳から3歳児までの乳幼児とその親を対象に、親子でいつでも自由に来館し、楽しく遊び、子育てについて学びあう施設。自由な遊びを通して子どもの発達を促進するほか、親同士の交流・学習を目的とした講座や催し、子育てについての相談・情報提供などの子育て支援を行っている。「0123 吉祥寺」と「0123 はらっば」の2施設がある。(公財)武蔵野市子ども協会によって管理運営されている。
	潜在保育士	せんざいほいくし	保育士資格を持ちながらも就業していない人。なお、保育士としての勤務経験がある人、ない人どちらも該当。
	SOGI	そじ(そぎ)	どのような性を好きになる／ならないかという「Sexual Orientation(性的指向)」と、自身の性をどのように考えるかという「Gender Identity(性自認)」の略称。性的マイノリティだけでなく、あらゆる人の性を構成する要素や特徴を表す概念。

頁	用語	ふりがな	説明
た行			
	対応の方針	たいおうのほうしん	国土交通省、東京都作成「東京外かく環状道路(関越道～東名高速) 対応の方針」のこと。 東京外かく環状道路について国と都が地域から広く意見を聞き、地域ごとに整理した課題に対し、いつ、誰が、どのように対応するかという方針を取りまとめたもの。
	体感治安	たいかんちあん	統計に表されたものではなく、人々が日常生活の中で感覚的・主観的に感じている治安の状況のこと。統計上の数字(犯罪認知件数や検挙率など)で表される治安である「指数治安」とは異なる。
	ダイバーシティ	だいはーしてい	直訳では「多様性」と訳される。人種、性別、年齢、障害の有無等の多様さを認め合い、それを組織や社会の発展・活性化に活かす取り組み・考え方のこと。
	第四次事業化計画	だいにじじぎょう かけいかく	都市計画道路を計画的、効率的に整備するために東京都と特別区及び26市2町が連携・協働で検討を進め、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間で優先的に整備すべき路線を定めた計画。
	脱炭素社会	だつたんそしゃ かい	地球温暖化の原因となるCO ₂ などの温室効果ガスの排出を防ぎ、太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用などが普及した、石油や石炭などの化石燃料から脱却した社会。
	担税力	たんぜいりょく	課税対象となる個人や法人などが、実際に税負担を受け持つことができる能力のこと。なお、個人に課税される市町村民税は、定額課税である均等割と前年の所得の6%(全国共通の標準税率)を課す所得割で構成される。本市においては、税率は他自治体と変わらないものの、納税義務者一人あたりの平均総所得金額が高いため、全国的にも担税力が高い状況にある。
	地域活動支援センター	ちいきかつどうし えんせんたー	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つ。社会交流の促進、創意的活動、生産活動の機会の提供、相談支援などを通して、社会的孤立を防いでいくことを目的としている。
	地域共生社会	ちいききょうせい しゃかい	国では「制度・分野や、支え手・受け手といった関係を超えて、地域住民や多様な主体がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」である地域共生社会を目標に掲げている。この地域共生社会は本市が進めてきた地域リハビリテーションの理念との共通点がみられるため、本市においては「武蔵野市ならではの地域共生社会」として、すべての市民が、その年齢や状態にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した継続的かつ体系的な支援を行っていく。このことによって、すべての人が包摂され、一人ひとりの多様性が認められる、支え合いのまちづくりを推進する。
	地域コーディネーター	ちいきこーでい ねーたー	学校と地域とが一体となった教育を推進するため、学校と地域を結び窓口役として、全市立小中学校(小学校12校・中学校6校)に各校1名(全18名)ずつ配置した人材。学校からの「地域の力を借りて授業を行いたい」といった依頼に対し、支援する地域人材(ボランティア)のコーディネートや連絡調整などを、PTAや開かれた学校づくり協議会、青少年問題協議会などと協力しながら行う。
	地域子ども館あそべえ	ちいきこどもかん あそべえ	保護者を含めた地域社会全体で子どもを育てるという考え方にに基づき、小学生の放課後を充実させるための施策の1つとして、学校の教室、校庭、図書室を利用した開放事業を行っている。早朝、放課後、土曜日、学校長期休業中の開放によって、小学生の安全な居場所を提供し、異年齢児童の交流を図っている。
	地域社協(福祉の会)	ちいきしゃきょう (ふくしのかい)	地域の人々のネットワークを広げ、安心して暮らせる地域づくりを行うとともに、いざというときの助け合い、支え合いの体制づくりをめざして設置された組織。市内13地域で結成されている。
	地域スポーツクラブ	ちいきすぽーつ くらぶ	地域の施設を活動拠点として、地域住民自らが主体となって運営するスポーツクラブ。クラブの運営方針により幅広い世代の参加及び文化活動を含む多様なプログラムの実施が可能である。
	地域フォーラム	ちいきふおーら む	これからの地域コミュニティ検討委員会で提言された内容の一つ。「これからのコミュニティ」を構成するコミュニティ協議会や多様な活動団体、個人々人、さらには行政も参加し、地域で解決すべき課題について共有し、問題解決の端緒を築いていく場であり、「これからのコミュニティ」が全体として活動していけることを目指す。

頁	用語	ふりがな	説明
	地域包括ケアシステム	ちいきほうかつ けあしずてむ	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするための地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に向けて各地域で取り組みが進められている。本市では、こうした包括的な支援・サービス提供体制の構築にあたり、地域の様々な主体が関わるといった特徴を踏まえ、「武蔵野市における2025年へ向けたまちぐるみの支え合いの仕組みづくり」と言い換えている。
	地域包括ケア人材育成センター	ちいきほうかつ けあじんざいいく せいせんたー	人材の発掘・養成、質の向上、相談受付や情報提供までを一体的に行い、専門職や地域の担い手も含めた福祉人材の育成と確保の総合的な支援などを実施する。運営は公益財団法人武蔵野市福祉公社に委託し、平成30(2018)年12月に開設した。
	地域包括ケア病棟	ちいきほうかつ けあびょうどう	病状が安定した患者が在宅復帰に向け積極的なリハビリなどを行い、原則60日以内に自宅での生活に戻る、在宅復帰支援のための病床。
	チャレンジルーム	ちやれんじるー む	本市では、不登校児童・生徒への支援を行う適応指導教室を「チャレンジルーム」として教育支援センターに併設している。学校復帰とともに卒業後の社会生活への適応を意識して、学習や集団活動など、児童・生徒の指導・支援を行っている。
	データセンター	でーたせんたー	コンピューター(メインフレーム、ミニコンピューター、サーバー等)やデータ通信装置等を設置・運用することに特化した施設の総称。
	DBO方式	でいーびーおー ほうしき	施設の設計(Design)、施工(Build)と施設完成後の運転管理(Operate)を一体的に発注する事業方式。資金調達、施設所有は公共とするが、施設整備と運転管理を民間事業者に一括発注することで、市の適正な監督のもと、コストを抑え、民間のノウハウを活かすことができると言われている。武蔵野市での導入は、新武蔵野野クリーンセンターが初となる。
	テンミリオンハウス	てんみりおんは うす	地域の実情に応じた市民等の「共助」の取り組みに対し、武蔵野市が年間1,000万(ten-million)円を上限とした運営費補助などの活動支援を行う。現在、市内に8か所開設されている。
	道路協力団体制度	どうろきょうりょく だんたいせいど	道路空間を利活用する民間団体を道路協力団体として指定し、道路協力団体と道路管理者が連携して道路の管理の一層の充実を図る目的で、平成28(2016)年度の道路法改正により創設した制度。
	特殊詐欺	とくしゅさぎ	不特定の方に対して、対面することなく、電話、FAX、電子メール等を使って行う詐欺のこと。オレオレ詐欺、還付金詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺等の「振り込め詐欺」と金融商品等取引、ギャンブル必勝状況提供、異性との交際あっせん等の「振り込め類似詐欺」に分けられる。
	特定生産緑地	とくていせいさん りょくち	特定生産緑地制度は、所有者等が自らの意思により、現在の生産緑地の指定告示から30年を迎える前に買取申出の開始時期を10年延長する制度。延長しない場合は税制上の優遇措置がなくなり、固定資産税等が段階的に宅地並み課税となる。
	都市計画道路	としけいかくどう ろ	都市計画法において定められる都市施設の一つで、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類がある。
	都市計画マスタープラン	としけいかくます たーばらん	都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。本市においては、都市計画とまちづくりを進めていくために、市と市民が共有するビジョンを示す計画としており、およそ20年後の姿を描きながら概ね10年ごとに改定を行っている。
	都市高速道路外郭環状線	としこうそくどうろ がいかくかんじょう せん	都市高速外郭環状道路(東京外郭環状道路)は、都心から15km圏を環状方向に結ぶ延長85kmの道路のこと。世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間の約16kmについては、構造形式を嵩上(高架)式から地下式へ都市計画変更している。(平成19(2007)年4月6日告示)
	都市農地貸借円滑化法	としのうちたい しゃくえんかつか ほう	都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的として平成30年9月1日に施行された法律。相続税納税猶予を受けたままで農地を貸すことができる等のメリットがある。

頁	用語	ふりがな	説明
な行			
	内部統制制度	ないぶとうせいせいど	地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保すること。
	中島飛行機武蔵製作所	なかじまひこうきむさしせいさくしょ	ゼロ戦をはじめ、陸海軍の航空機用エンジンを生産した、国内屈指の航空機メーカー。戦後、中島飛行機武蔵製作所は閉鎖され、跡地は、電気通信省(現NTT武蔵野研究開発センター)、東京スタジアムグリーンパーク球場(閉鎖後、主に公団住宅)となり、姿を変えていった。
	ナレッジマネジメント	なれつじまねじめんと	個人が有する知識、情報を組織やグループ全体で共有して、有効に活用するとともに、自身の知識を補ったり、相乗的に効果を挙げようとする仕組みのこと。
	なんでも電話相談事業	なんでもでんわそうだんじぎょう	高齢者本人や家族、地域等からの電話相談に24時間365日対応することで、地域で安全・安心に暮らしていくことを支援する事業。
	日本武蔵野センター	にほんむさしのせんたー	友好都市であるルーマニア・ブラショフ市と武蔵野市の交流拠点としてブラショフ市内に設置された。両市の友好親善、国際交流・日本文化の発信を幅広く推進している。平成10(1998)年創立。
	脳卒中地域連携パス	のうそっちゅうちいきれんけいばす	脳卒中を発症した患者さんが急性期から回復期、維持期に至るまで切れ目のない医療・介護サービスを受けることができる仕組み。「診療計画」を作成し、治療を受ける全ての医療機関等で共有して用いる。
は行			
	パートナーシップ制度	ぱーとなーしっぷせいど	同性婚、事実婚等の法律上の婚姻制度を使えない関係について、自治体が認証・登録・宣誓の受付等をする事により、その関係を公的に認める制度
	ハーモニカ横丁	はーもにかよこちよう	検討中
	8050問題	はちまるごーまるもんだい	引きこもりの子をもつ家庭が高齢化し、50代の中老年の引きこもりの子を80代の後期高齢者である親が面倒を見るケースが増えている、という社会問題のこと。
	ハバロフスク市青少年交流事業	はばろふすくせいしょうねんこうりゅうじぎょう	ロシア連邦ハバロフスク市との青少年相互派遣協定に基づき、青少年の自然体験や野外活動、国際交流を目的として、平成4(1992)年以降、隔年ごとに青少年の派遣・受入を実施している。
	パンデミック	ぱんでみっく	非常に多くの感染者や患者が地理的に広い範囲で発生する流行のことで、新型インフルエンザの場合、その遺伝子に変異などによりヒトの体内で増殖しヒトからヒトへの感染力が強くなることで起こる。膨大な数の患者の発生により、社会インフラ(警察・消防・交通・水道等ライフラインなど)の混乱、社会機能・行政機能の破綻、莫大な経済的損失などが起こる可能性がある。
	引きこもりサポート事業	ひきこもりさぽーとじぎょう	引きこもりの当事者とその家族等の社会性回復のための支援事業(相談支援、ワークショップ、教育・啓発活動、社会資源活用によるネットワークづくり等)
	BCP	びーしーぴー	「Business Continuity Plan(事業継続計画)」の略。災害時に行政自らが被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。
	避難所運営組織	ひなんじょうんえいそしき	災害時に市の職員等と連携し、避難所の開設・運営を行う地域住民による団体。
	ヒューマンあい	ひゅーまんあい	市民から公募し採択された、武蔵野市立男女平等推進センターの愛称。「ヒューマン」には性別にとらわれない多様性の視点が、「あい」には、愛・会い・眼(まなこ)の意味が込められている。「ヒューマン」と「あい」を重ねた「ヒューマンあい」が、地域の人権をまもり、男女平等を推進して、人々との出会いの拠点施設になるよう命名された。
	開かれた学校づくり協議会	ひらかれたがっこうづくりきょうぎかい	学習指導や学校行事、教育活動、児童・生徒への指導、学校と家庭・地域の連携など学校運営に関して、広く意見を求め、地域社会に開かれた特色ある学校づくりを進めるため、全市立小中学校に設置された協議会。委員は地域、保護者、関係団体等の代表から成り、年4回程度、校長の招集により開催。

頁	用語	ふりがな	説明
	ファミリー・サポート・センター事業	ふぁみりー・さぽーと・せんたーじぎょう	市内在住の育児の援助を受けたい人(ファミリー会員)と育児の援助をしてくださる方(サポート会員)とが登録(両方に登録可)し、地域で助け合いながら子育てをする会員制の相互援助活動。仕事と育児を両立し、地域で安心して子育てができる環境づくりを目的としている。
	福祉避難所	ふくしひなんじょ	高齢者や障害者などで、一般の避難所などでの生活が困難で、特別の配慮やケアを必要とする災害時要援護者を対象とした避難所をいう。
	扶助費	ふじょひ	児童福祉費、生活保護費など、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。全国的な障害福祉サービスに係る経費の伸びや、都市部における保育所運営費の増加などにより、近年大きく増額している。
	二俣尾・武蔵野市民の森事業	ふたまたお・むさしのしみんのもりじぎょう	森林の恩恵を受けている都市部の責任として、水源林でもある森林を荒廃から守り、健全に育成するとともに、市民が自然とふれあい、地域の相互交流が図れるよう、武蔵野市、(公財)東京都農林水産振興財団、山林所有者とで協定をむすび、青梅市二俣尾において啓発活動と森林整備に取り組んでいる。
	ブルーキャップ	ぶるーきやつぷ	武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝等の適正化に関する条例にもとづき、つきまとい勧誘行為の防止を指導するパトロール隊。吉祥寺駅周辺で、客引きやスカウト等による勧誘を拒絶するにもかかわらず、執ようにつきまとい勧誘をする者やそれを委託する者に対して、指導や警告等を行う。
	プレーパーク事業	ぷれーぱーくじぎょう	自分の責任で自由に遊ぶことを基本に、身近な素材を使っていろいろなことができる遊び場。平成20(2008)年7月より、境冒險遊び場公園で実施され、現在では大野田公園、松籟公園でも実施している。NPO法人「プレーパークむさしの」が運営し、子どもたちが自由な発想で、自由に遊べる場として活動している。
	防犯協会	ぼうはんきょうかい	地域の防犯意識の啓発・防犯活動の促進を目的とした団体。特殊詐欺撲滅キャンペーン、全国地域安全運動などの啓発や、歳末警戒などのパトロールを実施している。犯罪のない明るい社会を実現するため、自警心の高揚を以て防犯思想の普及を図り防犯活動を積極的に展開し、警察の治安確保に自治的協力をすることを目的とする団体。身近な犯罪を未然に防ぐため、関係機関や団体・地域ボランティアと連携して、秋の全国地域安全運動や歳末警戒、各種防犯キャンペーンを実施している。
	フレイル	ふれいる	厚生労働白書によると、学術的な定義は定まっていないが、加齢とともに、心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能障害が起きたり、要介護状態となったり、疾病等の重症化を招いたりするなど、心身の脆弱化が出現するが、一方で、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態のことを指す。
	保険者機能強化推進交付金(インセンティブ交付金)制度	ほけんじゃきのうきょうかすいしんこうふきん(いんせんていぶこうふきん)せいど	介護保険の保険者機能の強化に向けて、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市町村の取り組みや、こうした市町村の取り組みを支援する都道府県の取り組みを推進するため、国において、市町村及び都道府県の様々な取り組みの達成状況に関する指標を設定した上で、交付金を交付するもの。平成30(2018)年度から導入された。
	保護司	ほごし	犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたときにスムーズに社会生活を営めるように各種調整や相談等を行う民間のボランティア。
	補助幹線道路	ほじょかんせんどうろ	一般的には、幹線道路と区画道路とを連絡し、これらの道路の交通を集散させる機能をもつ道路で、住宅地では近隣住区内に目的をもつ人々が、日常生活に利用する道路のうち、幹線的な道路をいう。この討議要綱では、三鷹駅北口地区補助幹線道路(三鷹駅北口に位置する三鷹通りと中町新道間をつなぐ道路)のことを指している。駅周辺地域の土地利用の促進及び駅前広場内への通過交通の流入抑制を目的として、平成7(1995)年に道路区域決定・変更が行われた。
	ホワイトイーグル	ほわいとイーぐる	市民生活の安全を確保するために設置された安全パトロール隊で、市内において、青色回転灯を装備した車両により、市内のパトロール活動を行う。小中学校、子ども施設などを対象とした立ち寄り警戒や公園、福祉関係施設等を対象とした周辺警戒を実施する。

頁	用語	ふりがな	説明
ま行			
	まちづくり条例	まちづくりじょうれい	本市のまちづくりにあたっての基本的な考え方、都市計画等の決定等における市民参加の手段、開発事業等に関わる手段及び基準等を定めた条例。市民等、開発事業者及び市が協力し、かつ計画的にまちづくりを行い、快適で豊かな都市環境を形成することを目的としている。
	水循環	みずじゅんかん	水が、蒸発、降水、流下または浸透により、海域等に至る過程で、地表水または地下水として河川の流域を中心に循環すること。
	三鷹駅北口街づくりビジョン	みたかえきたびぢまちづくりびじょん	補助幹線道路の整備により、三鷹駅北口の交通環境が大きな変化を迎える概ね10年後の街の方向性と目指すべき街の姿を描き、その実現に向けた取り組みを示している。平成29(2017)年5月策定。
	緑と水のネットワーク	みどりとみずのねつとわーく	本市が「緑の基本計画」に基づき推進している取り組み。緑と水辺を点・線・面でつなげていくことで、生物の生息と移動を可能とするネットワークやレクリエーションネットワーク、災害時の避難路、良好な都市景観要素など、緑と水辺の機能の向上を目指している。
	みどりのこども館	みどりのこどもかん	心身の発達に気がかりなところがあるお子さんとその親への相談・支援をする「地域療育相談室ハビット」、通園施設「こども発達支援室ウィズ」が連携をとりながら、乳幼児期を中心に一貫した発達支援を行っている施設。また、地域開放型施設として、おもちゃを通して親子でのびのび遊ぶ場「おもちゃのぐるりん」を併設している。
	見守り・孤立防止ネットワーク	みまもりこりつぼうしねつとわーく	地域住民の異変の早期発見・早期対応のため、住宅供給系事業者や宅配事業者、コンビニエンスストア等サービス事業者、警察・消防等の関係機関等と連携し、情報・意見交換等を行うとともに、通常業務の中での見守り・孤立防止を図っている。
	民生児童委員	みんせいじどういいん	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。
	ムーバス	むーばす	本市内に存在するバス交通の空白・不便地域を解消することと、高齢者などが気軽に安全に街に出ることを目的として運行されている「コミュニティバス」の愛称。運賃を100円の均一料金にし、高齢者の歩行距離を考慮した200m平均の短いバス停間隔、住宅街の狭い道路に対応した小型バスなど、利用しやすさ、使いやすさに配慮している。平成7(1995)年に運行開始。
	武蔵野市介護情報提供書	むさしのしかいごじょうほうていきょうしょ	ケアマネジャーが主治医に対する情報提供と、その後の連携を取りやすくすることを目的に、武蔵野市が独自の書式として作成したもの。
	むさしのジャンボリー事業	むさしのじゃんぼりーじぎょう	市内在住の小学校4年～6年生を対象に、青少年問題協議会(青少協)地区委員会と市が共催して長野県川上村の市立自然の村で実施する2泊3日の野外体験事業。自然の中で様々な体験をすることにより、自立心、創造性、豊かな心を育むことを目的としている。
	むさしの産業サポートネット(仮称)	むさしのさんぎょうさぽーとねつと(かしょう)	行政、武蔵野商工会議所、(一財)武蔵野市開発公社、金融機関3社、創業支援事業者で構成された、市と事業者とが連携して、創業支援事業を行っている「むさしの創業サポートネット」を再編し、創業だけでなく事業承継も対象とした支援を行うネットワーク協議体の仮称。
	武蔵野市地域医療構想(ビジョン)2017	むさしのしちいきいりょうこうそう(びじょん)にせんじゅうな	高齢化の進展による在宅医療のニーズや子育て世代の医療ニーズが高まっていく中、地域医療の課題と取り組むべき事項を整理したもので、市町村レベルでは全国でも数少ない取り組み。地域医療の充実に向け「市民の生命と健康を守る病院機能の充実」、「市民の在宅療養生活を支える仕組みづくり」、「地域包括ケアと在宅医療の推進のための人材確保及び育成」についての基本的な考え方と課題解決を図るための今後の方向性を示している。

頁	用語	ふりがな	説明
	武蔵野地域五大学	むさしのちいきご だいがく	平成5(1993)年2月、武蔵野地域五大学(亜細亜大学、成蹊大学、東京女子大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学)の学長と市長とで構成された「武蔵野地域学長懇談会」を開催し、各大学の資産を活用した市民向けの生涯学習に関する事業を開催している。「武蔵野地域五大学共同講演会」、「武蔵野地域五大学共同教養講座」、「武蔵野市寄付講座」を実施している。
	武蔵野地域自由大学	むさしのちいきじ ゆうだいがく	平成15(2003)年4月に国内では初めて、市と地域の大学が連携して市民に高度で継続的、体系的な生涯学習の場を提供している。武蔵野市と武蔵野地域五大学(亜細亜大学、成蹊大学、東京女子大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学)が連携している。学生数は約1,600名に達し、20代から100歳以上の方が学んでいる。
	武蔵野市ふるさと応援寄附	むさしのしふるさと おうえんきふ	「市の魅力発信」、「地域産業振興」、「市政の充実と未来への財源確保」を基本コンセプトとした武蔵野市版のふるさと納税制度の名称。令和元(2019)年10月から寄附受付開始予定。
	武蔵野市民科	むさしのしみん か	本市で進めてきた「市民性を高める教育」をさらに充実・発展させるために、「自立」「協働」「社会参画」の視点から、総合的な学習の時間、「特別の教科 道徳」、特別活動、各教科等の内容を教科横断的に組み合わせた単元を編成し、「武蔵野市民科」として実施する。小学校5年生～中学校3年生が対象。平成29(2017)年度より検討を始め、モデルカリキュラムを作成した。今後、各学校で単元指導計画を作成した後、令和3(2021)年度以降実施する予定。
	武蔵野ふるさと歴史館	むさしのふるさと れきしかん	文化財の保護普及を行い、旧石器・縄文時代の石器・土器から、近世、近現代に至る様々な歴史資料を収集、収蔵、研究、公開し、武蔵野の歴史と文化を学ぶことができる博物館と、歴史公文書等の選別、収蔵、公開を行う公文書館の役割を併せ持った施設。博学連携事業に取り組み、市内の小中学校との教育連携を行っている。平成26(2014)年12月開館。
	もの忘れ相談シート	ものわすれそう だんしーと	認知症相談に対して、在宅相談機関・もの忘れ相談医・専門病院をつなぐためのシート。このシートを活用することによって適切な医療とケア体制が構築され、できるだけ長く安定した在宅生活が続けられるようになることを目的としている。
	要配慮者トリアージ	ようはいりょしゃ とりあーじ	配慮が必要等の避難所での対応が難しい方を思いやりルーム、福祉避難所や医療機関等への振り分けを行うこと。
ら行			
	ライフサイクルアセスメント	らいふさいくるあ せすめんと	商品やサービスの原料調達から、廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通しての環境負荷を定量的に算定する手法。
	利用者支援事業	りようしゃしえん じぎょう	子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一つ。子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。
	レガシー	れがしー	レガシー(legacy)とは本来、過去に築かれた、精神的・物理的遺産の意であるが、この討議要綱においては、オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催により開催都市や開催国が、長期にわたり継承・享受できる、大会の社会的・経済的・文化的恩恵のことを指している。
	レモンキャブ	れもんきゃぶ	バスやタクシー等の公共交通機関の単独での利用が困難な高齢者や障害者(要介護者や障害者手帳取得者等)の外出を支援するための移送サービス。商店主を中心とした地域のボランティアが福祉型軽自動車(レモンキャブ)を運転し、ドア・ツー・ドアのサービスを提供している。
わ行			
	ワーク・ライフ・マネジメント	わーく・らいふ・ まねじめんと	働く人が、仕事以外にも、家庭や地域を大切に、自己啓発への取り組みや、心身の健康のために休暇を楽しむなど、「仕事の充実」と「プライベートの充実」を自らマネジメントしていくこと。